

## 第二節 監視及び警戒とその措置

### 1 平常時の巡視

- (1) 水防管理者は、管轄区域内の河川及び海岸について巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは河川管理者又は海岸管理者に通知すること。
- (2) 水防管理者は、ため池その他水防上重要な施設についても(1)と同様に巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは管理者に連絡するものとする。

### 2 非常警戒

水防管理者は、非常配備体制が発動されたときから河川、海岸及びため池の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

- ①堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
- ②漏水
- ③越水（堤防からの水のあふれ）
- ④深掘れ（洗掘）
- ⑤橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- ⑥（排・取）水門（樋門）の扉の締まり具合
- ⑦取入口の閉塞状況（ため池に限る）
- ⑧流域の山崩れの状況（ため池に限る）
- ⑨流入水並びにその浮遊物の状態（ため池に限る）
- ⑩余水吐及び放水路付近の状態（ため池に限る）
- ⑪重ね池の場合のその上部ため池の状態（ため池に限る）
- ⑫（排・取）水門（樋管）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊）（ため池に限る）

異常を発見した場合はただちに県建設事務所、県農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

## 第三節 水防団等の出動

### 1 水防管理者の責務

水防管理者は、次に示す基準等により水防団等に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、水防団等の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

### 2 準備及び出動の基準

#### (1) 準備

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。
- ウ 県水防計画に定めるはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。（134頁、135頁）
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 県水防計画に定める出動水位に達したとき。（134頁、135頁）
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

**3 準備及び出動の内容**

水防団等は、2の基準により水防管理者から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水こう門等の開閉準備をすること。
- ウ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。
- エ その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

- ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保すること。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ 河川、海岸の現況を市町村等関係機関に報告すること。

## 第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作

水こう門、排水ポンプ場、ダム、ため池等（以下「水こう門等」という。）の管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定める水こう門等の管理者にあつては当該規則に定めた方法で、定めていない管理者にあつては河川等に危険を及ぼさない方法で、門扉等の開閉、排水機の稼働又は停止等の操作を適切に行う。

管理者は、毎年出水期（6月1日から10月31日まで）に先立ち、門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。

### 1 水門、こう門、樋門、防潮扉及び角落し

#### (1) 樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領

##### 第1 （目的）

この要領は、知事が管理する樋門、水門（以下「樋門等」という。）及び防潮扉、角落し（以下「防潮扉等」という。）の管理方法を定め、適正な管理を行うことを目的とする。

##### 第2 （定義等）

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める基準による。

- (1) 樋 門 堤体内に暗きよを挿入して設けられるもので、その径間または内径（以下「径間」という）が概ね1メートル以上のもの。
- (2) 水 門 堤防を分断して設けられるもの。
- (3) 防 潮 扉 堤防開口部に設けられるもので、人、車の通路用として扉を設けたもの。
- (4) 角 落 し 堤防開口部に設けられるもので、差込板を落とし込むことにより締め切るもの。

##### 第3 （操作）

樋門等の操作については別添2の「樋門等の操作委託契約書」により、防潮扉等の操作については別添3の「防潮扉等の操作委託契約書」により、それぞれ地元市町村長に委託するものとする。

なお、樋門等と防潮扉等をひとつの契約書により委託する場合は、別添4の「樋門及び防潮扉等の操作委託契約書」（樋門等と防潮扉等を併せた場合）により、地元市町村長に委託するものとする。

##### 第4 （委託に要する費用）

樋門等の委託に要する費用は、受託者と協議のうえ決定し支払うものとし、防潮扉等については無償とする。

##### 第5 （定期検査及び維持修繕）

樋門、水門、防潮扉及び角落しの定期検査及び維持修繕は、管理者（県）が行うものとする。

##### 第6 （準用規定）

第2に定める施設以外の施設（第2(1)に掲げる規模未満のもの（樋管）等）であつて、周囲の地形地勢から判断して、小規模な施設ではあるが、水防等の範囲で処理できないもの等で特に操作を必要とするものについては、前各項に準じて行うものとする。

##### 第7 （通知の廃止）

昭和43年6月1日付け43河第52号「樋門、水門及び陸閘の管理要領について（通

知)」は廃止する。

## 第8 (施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## (2) 樋門等の操作委託契約書(例示)

委託者愛知県知事〇〇〇〇(以下「甲」という。)と受託者〇〇〇〇(以下「乙」という)は、樋門及び水門(以下「樋門等」という。)の操作について、次のとおり委託契約を締結する。

### (総則)

第1条 甲は、別紙に掲げる樋門等について、その操作を乙に委託するものとする。

### (委託業務の内容)

第2条 乙は、委託期間中は、台風による高潮、地震による津波等(以下「高潮等」という。)による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に樋門等を操作するものとし、その操作に関しては別に定める「樋門等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。

2 前項に関わらず、甲は、樋門等の操作の必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

### (委託料)

第3条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。ただし、維持修繕は管理者の甲が行うものとする。

### (連絡体制等の届出)

第4条 乙は、樋門等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

### (施設の点検)

第5条 甲及び乙は、樋門等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検(作動確認)を行うとともに、乙は毎年5回以上の点検(作動確認)を行うものとし、この点検期間は出水期(6月から10月)を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。

### (操作報告)

第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、樋門等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関(警察署、消防署等)への連絡に努めるものとする。

2 乙は樋門等の操作(ただし第5条の操作を除く。)を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。

3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。

### (契約期間)

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。

ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

(廃止事項)

第8条 昭和(平成) 年 月 日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。

(雑則)

第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 委託者 愛知県知事 ○○○○

乙 受託者 ○○○長 ○○○○

添付物 樋門等内訳書、連絡体制等届出書、樋門等の操作規程、津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程(省略)

様式1 (契約書第6条第2項関係)

異常気象時における樋門等操作報告書

FAX ○○事務所 (0000)00-0000 防災行政無線FAX 000-0000

(市町村名)

担当課  
 担当者名  
 連絡先  
 送信時間 月 日

時	分	所管	番号	海岸名	名称	所在地	構造	摘要	閉門時刻	開門時刻
		○○事務所							時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分
									時 分	時 分

- ※「海岸名」欄は、適宜、河川名・港湾名・漁港名に変更する。
- ※閉門・開門操作については、1時間毎にFAXで送信する。ただし、定時報告の間に把握した操作状況については随時電話連絡する。
- ※前の送信で、開閉時間を報告している樋門等については、再度記入する必要はありません。

様式2 (契約書第6条第3項関係)

樋門等操作報告書

(市町村名)

活動期間		平成 年 月 日～ 月 日	
気象予警報発表状況		〇〇注意報、〇〇警報	
施設名	活動日時	操作内容	操作人数
点検結果			
特記事項			

※操作報告書は、点検（作動確認）及び異常気象等操作時に作成すること。（月毎の集計は必要ありません）

※活動日時には、①現地到着時刻、②閉門操作時刻、③開門操作時刻等をそれぞれ記入し、それぞれに対応した具体的な活動内容を「操作内容」欄に記載すること。

(3) 防潮扉等の操作委託契約書（例示）

委託者愛知県知事〇〇〇〇（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、防潮扉及び角落し（以下「防潮扉等」という。）の操作について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別紙に掲げる防潮扉等について、その操作を乙に委託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、委託期間中は、台風による高潮、地震による津波等（以下「高潮等」という。）による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に防潮扉等を操作するものとし、その操作に関しては別に定める「防潮扉等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。

2 前項に関わらず、甲は、防潮扉等の操作の必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

（委託料）

第3条 防潮扉等の操作委託に要する費用は、無償とする。ただし、維持修繕は管理者の甲が行うものとする。

（連絡体制等の届出）

第4条 乙は、防潮扉等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

（施設の点検）

第5条 甲及び乙は、防潮扉等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年5回以上の点検（作動確認、目視点検等）を行うものとし、この点検期間は出水期（6月から10月）を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。

（操作報告）

第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、防潮扉等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。

2 乙は防潮扉等の操作（ただし第5条の操作を除く。）を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。

3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。

（契約期間）

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。

ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

（廃止事項）

第8条 昭和（平成） 年 月 日付けで取り交わした「陸閘等の操作委託契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。



(雑則)

第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 委託者 愛知県知事 ○○○○

乙 受託者 ○○○長 ○○○○

添付物 防潮扉等内訳書、連絡体制等届出書、操作報告書、防潮扉等の操作規程、津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程(省略)

(4) 樋門及び防潮扉等の操作委託契約書(樋門等と防潮扉等を併せた場合)(例示)

委託者愛知県知事○○○○(以下「甲」という。)と受託者○○○○(以下「乙」という。)は、樋門、水門、防潮扉及び角落し(以下「樋門及び防潮扉等」という。)の操作について、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、別紙に掲げる樋門及び防潮扉等について、その操作を乙に委託するものとする。

(委託業務の内容)

第2条 乙は、委託期間中は、高潮、津波等(以下「高潮等」という。)による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に樋門及び防潮扉等 operates するものとし、その操作に関しては別に定める「樋門等の操作規程」、「防潮扉等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。

2 前項に関わらず、甲は、樋門及び防潮扉等の操作の必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

(委託料)

第3条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。ただし、防潮扉等の操作委託に要する費用は無償とし、樋門及び防潮扉等に係る維持修繕は管理者の甲が行うものとする。

(連絡体制等の届出)

第4条 乙は、樋門及び防潮扉等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

(施設の点検)

第5条 甲及び乙は、樋門及び防潮扉等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検(作動確認)を行うとともに、乙は毎年5回以上、樋門、水門については点検(作動確認)を行い、防潮扉及び角落しについては点検(作動確認、目視点検等)を行うものとし、この点検期間は出水期(6月から10月)を基本とするが、濁水期の点検を妨げるものではない。

(操作報告)

第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、樋門及び防潮扉等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関(警察署、消防署等)への連絡に努めるものとする。

- 2 乙は樋門及び防潮扉等の操作（ただし第5条の操作を除く。）を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。
- 3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。

（契約期間）

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。

ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

（廃止事項）

第8条 昭和（平成） 年 月 日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」及び「陸閘等の操作委託契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。

（雑則）

第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 委託者 愛知県知事 ○○○○

乙 受託者 ○○○長 ○○○○

添付物 樋門及び防潮扉等内訳書、連絡体制等届出書、操作報告書、樋門等の操作規程、防潮扉等の操作規程

#### (5) 樋門等の操作規程

樋門及び水門（以下「樋門等」という。）の操作を適正に行うため、操作委託契約書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり樋門等の操作規程を定め、もって高潮その他海水の浸入を防御するとともに、洪水の疎通を調節し、災害の発生を防止するものとする。

（操作方法）

第1条 樋門等の操作は、次の場合に行うものとし、平常時は常に開門しておくものとする。

- (1) 台風による高潮等（以下「高潮等」という。）の異常気象の発生が予想されるとき。
- (2) 操作機能を保持するため点検時に作動確認の必要があるとき。

（操作体制）

第2条 樋門等の操作を行う場合の構成員は、原則として次の各号に定めるところによる。

- (1) 手動式のものにあつては、樋門等毎に操作員1名及び操作員を補助する者1名以上。
- (2) 動力式のものにあつては、操作員1名及び操作員を補助する者2名以上。

（操作の順序）

第3条 樋門等の開閉の順序は原則として、閉門の場合は両端のものから順次行い、開門の場合は中央部のものから順次行うものとする。

（異常気象時の操作体制及び操作方法）

第4条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、異常気象時には気象情報の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。

- (1) 当該地区に高潮注意報又は東海地震注意情報が発表された場合は、高潮等による潮位上昇により樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して準備（操作員等の詰所参集等）を行い、潮位情報等を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。
- (2) 当該地区に高潮警報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合は、原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。
- (3) 高潮時においては、現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して、閉門操作を行うものとする。

また、東海地震注意情報が発表された場合においては樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して、東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合においては原則全施設に対して、それぞれ閉門操作を行うものとする。

- (4) 前号の場合において、降雨時等における閉門操作は、内水氾濫を防止するよう適切に樋門等を操作するものとする。

- 2 潮位が高い状況及び高潮警報発表中は、現地での操作体制を維持する。
- 3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の把握ができない場合は、自己の判断により第1項各号に準じて操作することができるものとする。
- 4 市町村災害対策本部等は、現地の状況及び気象情報等を考慮し、高潮等による危険がなくなったと判断されたときは、安全を確認した上で開門し、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。

（船舶運航の禁止）

第5条 異常気象時における閉門中は、原則として、いかなる船舶の運航も認めないものとする。

（点検整備）

第6条 操作員等は、操作完了後は、次回の操作に支障を生じさせないよう十分点検整備に努めるものとする。

（雑則）

第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。

## (6) 防潮扉等の操作規程

防潮扉及び角落し（以下「防潮扉等」という。）の操作を適正に行うため、操作委託契約書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり防潮扉等の操作規程を定め、もって高潮その他海水の浸入を防御することにより災害の発生を防止するものとする。

（操作方法）

第1条 防潮扉等の操作は、次の場合に行うものとする。

- (1) 台風による高潮等（以下「高潮等」という。）の異常気象の発生が予想されるとき。
- (2) 操作機能を保持するため点検時に作動確認の必要があるとき。

（操作体制）

第2条 防潮扉等の操作を行う場合の構成員は、原則として次に定めるところによる。

- (1) 防潮扉等ごとに操作員1名及び操作員を補助する者1名以上。

（操作方法の詳細）

第3条 防潮扉の開閉は、操作要領のあるものは、要領に従って行うものとする。角落しにあっては、最寄りに設置された格納庫内の差込板を用いること。

(異常気象時の操作体制及び操作方法)

第4条 操作員及び操作員を補助する者(以下「操作員等」という。)は、異常気象時には気象情報の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。

- (1) 当該地区に高潮注意報又は東海地震注意情報が発表された場合は、高潮等による潮位上昇により防潮扉等の背後地において浸水の恐れがある施設に対して準備(操作員等の詰所参集等)を行い、潮位情報を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。
- (2) 当該地区に高潮警報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表された場合は、原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。
- (3) 前各号の場合において、原則、現地に就き次第、閉門操作を実施するものとする。操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者を的確に避難誘導し、閉扉操作を行うものとする。
- 2 潮位が高い状況又は高潮警報発表中は、現地での操作体制を継続し、原則として閉扉を維持する。
- 3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の掌握ができない場合は、自己の判断によって第1項各号に準じて操作することができる。
- 4 市町村災害対策本部等は、現地の状況及び気象情報等を考慮し、高潮等による危険がなくなったと判断されたときは、安全を確認した上で開扉し、施設管理者(建設事務所又は港務所)へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。

(車両等の通行の禁止)

第5条 異常気象時における閉扉中は、原則として車両、人の通行は認めないものとする。

(点検整備)

第6条 操作員等は、操作完了後は、次回の操作に支障を生じさせないよう十分点検整備に努めるものとする。

(雑則)

第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。

(7) 津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程

(目的)

第1条 地震発生により津波注意報、津波警報、大津波警報(以下「津波注意報等」という。)の発表及びそれに伴う津波水防警報が発表されたとき、津波到達が予想される樋門・水門・防潮扉及び角落し等(以下「樋門等」という。)の操作を適正に行うため、次のとおり樋門等の操作方法を定め、操作員等の安全を確保しながら津波による海水の浸入を防御することにより災害の発生を防止するものとする。

なお、津波水防警報が発表されないときであっても、津波注意報等が発表されたときには操作員等は本規程に基づいて操作を行うものとする。

(津波到達想定市町村)

第2条 津波到達想定市町村は次の市町村とする。

- (1) 愛知県外海  
豊橋市、田原市
- (2) 伊勢湾、三河湾

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

(3) その他津波が河川遡上する可能性がある市町村（前二項と重複する市町村を除く。）

一宮市、津島市、安城市、稲沢市、大府市、知立市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町

（津波注意報等発令時の操作体制及び操作方法）

第3条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、津波発生時においては気象情報等の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。

(1) 当該地区に愛知県から津波水防警報が発表された場合は、操作員等は水防管理団体からの指示に従い参集し、気象庁からの津波に関する情報の発表区分に従い、次のとおり操作等を行うものとする。

津波注意報：津波情報を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。

津波警報・大津波警報：原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。

(2) 前号の場合において、各施設の施設高（敷高）、交通の状況及び若しくは津波の到達予想時間を考慮して、施設周辺の堤外地の利用者を的確に避難誘導し、閉鎖操作を行うものとする。

(3) 降雨時及び長時間の樋門等の閉鎖等における開門等操作は、内水氾濫を防止するよう適切に樋門等を操作するものとする。

2 地震発生により津波注意報等が発令された場合の操作判断基準を次のとおりあらかじめ定めしておくものとする。

(1) 閉鎖する樋門等の順序を決定し、別紙1「樋門・水門・防潮扉等津波時操作順位表」を作成し操作を行うものとする。

なお、すでに運用規程等により操作順序が定められている場合は、「樋門・水門・防潮扉等津波時操作順位表」の作成を省略できるものとする。

(2) 順序を決定するにあたり、考慮する条件は次のとおりとする。

(ア) 操作員の体制、各施設の地理的状況、閉鎖に要する時間

(イ) 背後地等の状況

(ウ) 施設高（敷高）と想定津波高、地震による地盤沈降量の関係

（愛知県防災会議地震部会愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書のデータを参考とする）

(エ) その他個別要因等

(3) 地震発生場所及び発令される注意報等による操作員の操作判断基準及び行動内容は次による。

(ア) 地震発生場所が近地（震源地が国内であるときまたは津波到達予想時刻が概ね3時間以内であるとき）の場合

津波注意報発令時 操作規定に従い操作を行う

津波警報発令時 最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。

大津波津波警報発令時 最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を

行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。

(イ)地震発生場所が遠地（近地以外）の場合

原則として操作を行うこととする

(ウ)操作員は津波水防警報、各市町村の災害対策本部等の判断及び津波に関する最新情報に留意し、常に自らの安全確保を考慮して行動すること。

3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の把握ができない場合は、自己の判断により前二項に準じて操作することができるものとする。

4 津波注意報等発表中は、現地での操作体制を継続し、原則として閉鎖を維持する。

5 市町村災害対策本部等は、津波水防警報が解除されたときは、現地の状況及び気象情報等を考慮し、津波による危険がなくなると判断されるなど、安全を確認した上で開門等を行い、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。

（操作員の避難）

第4条 操作員等の危険が予想される場合は、操作前または操作の途中でも避難を優先することができるものとする。

(1)地震の震源地が近く、樋門等の操作に必要な時間より津波到達が早いと判断される場合は避難を優先することができるものとする。なお、樋門等の操作に必要な時間は、移動・操作・避難・猶予時間を考慮した時間とする。

(2)避難を優先する場合でも操作員がいる場所から近隣、または比較的迅速に操作できると判断される樋門等については、できる限り操作に努めるものとする。

（車両等の通行及び船舶等の運行の禁止）

第5条 津波注意報等発表時における樋門・水門・防潮扉等の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。

（点検整備）

第6条 操作員等は、操作完了後は、次回の操作に支障を生じさせないように十分点検整備に努めるものとする。

（雑則）

第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。

(8) 日光川水こう門管理規則（抜粋）

（水こう門の操作）

第3条 水こう門の操作は、平常時においては、河川水位の調節（防潮を含む。）のため一般水門及び通船水門の開閉操作並びに通船の便を計るための通船水門及び水こう門の開閉操作を行い、異常時においては内水位を最低に保つための一般水門の開閉操作を行うものとする。ただし水こう門及びその付属施設の修繕・点検その他特別の理由があるときは、水こう門を閉鎖することがある。

(9) 日光川水こう門管理要領（抜粋）

第3 水門の操作と通報

(水位調節の異常時操作)

3. 出水、高潮時の異常時は、事前に気象通報を掌握し、所長の指示を得て、指定水位にかかわらず、あらかじめ内水位を最低に保つためにそれぞれ次のような措置をとるものとする。
  - (1) 出水時、(出水は大きい、潮位が高くない場合)は、一般水門及び通船水門の全門を開き、洪水のすみやかな疎通をはかること。
  - (2) 高潮時(出水は小さく、潮位が高い場合)は、一般水門及び通船水門の全門を閉ざして防潮をはかること。
  - (3) 出水高潮時(出水が大きく、高潮も高い場合)は、一般水門を操作すること。

(水位調節の異常時操作)

5. 異常時については、次の事項をすみやかに所長に報告するものとする。
  - (1) 毎時ごと及び毎30分ごとの内外水位
  - (2) (1)項の間に内外水位の最高があればその値及び時刻
  - (3) 水こう門扉操作状況

(10) 高浜川水門操作規則 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 水門の操作は、高浜川における高潮の防御及び洪水の円滑な疎通を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 内水位とは、水門上流水位計で観測した高浜川の水位をいう。
- 二 外水位とは、水門下流水位計で観測した高浜川の水位をいう。
- 三 主ゲートとは、下流側に設置されたものをいい、右岸側から1号主ゲート、2号主ゲート及び3号主ゲートという。
- 四 常時排水ゲートとは、上流側に設置されたものをいい、全閉時においても排水できるスイングゲートを有するもので、右岸側から1号常時排水ゲート、2号常時排水ゲート及び3号常時排水ゲートという。

第2章 水門の操作の方法

(高潮時又は洪水時における操作の方法)

第4条 愛知県知立建設事務所長(以下「所長」という。)は、高浜川において高潮若しくは洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより、水門を操作するものとする。

- 一 外水位がT.P.+1.1メートルに達し、又は達するおそれがあり、かつ、外水位が内水位より高い、又は逆流の発生するおそれがあるときは、全ての主ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位がT.P.+1.1メートルに達したときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。
- 二 内水位がT.P.+1.1メートルに達し、又は達するおそれがあり、かつ、内水位が外水位より高いときは、全ての主ゲート及び常時排水ゲートを開くものとする。
- 三 外水位及び内水位がT.P.+1.1メートルに達するおそれがないときは、全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位が外水位より高い

ときは常時排水ゲートを開くことができるものとする。

(平常時における操作)

第5条 所長は、平常時には全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じておくものとする。

(ゲートの操作順序)

第6条 ゲートを開く操作は、2号常時排水ゲート、1号常時排水ゲート、3号常時排水ゲート、2号主ゲート、1号主ゲート及び3号主ゲートの順序に行うものとする。

2 ゲートを閉じる操作は、前項の逆の順序に行うものとする。

3 前二項の場合においては、水門の上下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(操作の方法の特例)

第7条 所長は、点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前3条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができる。

(操作の記録)

第8条 所長は、水門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象
- 三 操作の内容
- 四 前条に該当するときは、その事由
- 五 その他参考となるべき事項

## 2 排水ポンプ場

### (1) 日光川排水機等操作規則 (抜粋)

#### 第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、気象、水象若しくは地象による流水又は海水の河川への流入を制限し、水位の調整を行うことにより洪水の防御並びに流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

#### 第2章 排水機等の操作の方法等

(操作の方法)

第3条 愛知県海部建設事務所長 (以下「所長」という。) は、別表の操作基準により排水機等の操作を行うものとする。



第4条

別表（第3条関係）

施設名	位置	操作基準
日光川排水機	海部郡飛島村 大字梅之郷字 宮東地先	<p>一 平常時は、日光川水こう門の操作により、日光川水位をできるだけ低くするものとする。</p> <p>二 洪水・高潮時は、日光川水こう門及び日光川排水機を操作し、日光川水位をできるだけ低くするものとする。</p> <p>ただし、最低制限水位は、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）マイナス1.5メートルとする。</p>
蟹江川排水機	海部郡蟹江町 大字蟹江本町 字栄花野地先  名古屋市港区 南陽町大字福 田前新田字へ の割地先	<p>一 日光川水位が、T.P. 0.2メートル以上になると予想されるときは、蟹江川排水機場水門（以下「水門」という。）を閉鎖し、蟹江川排水機を運転するものとする。</p> <p>ただし、最低制限水位は、T.P. マイナス1.0メートルとする。</p> <p>二 蟹江川水位より日光川水位が下回ったときは、排水機の運転を停止し、水門を開放するものとする。</p> <p>三 平常時は、水門を開放しておくものとする。</p> <p>四 一の規定により排水機の運転をしている状態で日光川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日光川の水位が排水調整準備水位（日光川内水位観測所水位（以下「日光川内水位」という。）でT.P. 1.05メートル）に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入るものとする。</li> <li>・ 日光川の水位が排水調整停止水位（日光川内水位でT.P. 1.35メートル）に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。</li> <li>・ 排水調整停止水位到達により排水機の運転を停止した後、日光川の水位が下降し、排水調整再開水位（日光川内水位でT.P. 1.25メートル）を下回ったときは、排水機の運転を再開することができるものとする。</li> </ul> <p>河川からの越水又は破堤が発生し、日光川流域排水調整要綱第八条第2項に基づき、排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、もしくは河川の水位が低下し、排水機の運転による破堤箇所等からの浸水のおそれなくなったときに、同要綱第九条第3項に基づき通知をしたときとする。</p>
日光川水こう門	海部郡飛島村 大字梅之郷字 宮東地先	<p>一 平常時は、日光川排水機の操作基準に定めるもののほか、日光川水こう門の操作により通航の便を図るものとする。</p> <p>二 洪水・高潮時は、日光川排水機の操作基準に定めるとおりとする。</p>

(操作の方法の特例)

第4条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において、前条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第5条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作した排水機等の名称
- 二 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 三 気象及び水象の状況
- 四 第4条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- 五 その他参考となるべき事項

(2) 日光川河口排水機等操作規則 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 高潮時において海の潮汐又は波浪が日光川へ侵入することを防止するとともに、日光川水位の上昇を軽減することを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(操作の方法)

第3条 洪水・高潮等による災害発生を防止するための操作は、愛知県海部建設事務所長(以下「所長」という。)が行う。

また、小洪水時に内水位をできるだけ低くするための操作は、所長が愛知県海部農林水産事務所長(以下、「農林水産事務所長」という。)の意見を聞いて行うものとする。

この操作は、別に定める日光川水系日光川排水機等操作要領により行うものとする。

(操作の方法の特例)

第4条 所長は点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前条に規定する方法以外の方法により排水機等を操作することができる。

(操作に関する記録)

第5条 所長は排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するものとする。

- 1 操作した排水機等の名称及び翼角・開度
- 2 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 3 気象及び水象の状況
- 4 操作の内容
- 5 操作の理由
- 6 その他参考となるべき事項

(3) 日光川水系日光川放水路西中野樋管操作規則 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 樋管の操作は、日光川及び領内川の洪水の一部を一級河川木曾川へ排水すること

により、日光川及び領内川流域の洪水による被害を軽減することを目的とする。

## 第2章 樋管の操作の方法等

(操作の方法)

第3条 愛知県海部建設事務所長（以下「所長」という。）は、愛知県一宮市起地先の国土交通省木曾川起水位観測所における測定した水位（標高5.13メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『起水位』という。）が0.35メートルを超えたときに、次の各号のいずれかに該当した場合は、樋管ゲートを全開し、別に定める排水量内で排水するものとする。

- 一 愛知県一宮市萩原町大字築込地先の日光川戸苅水位観測所において測定した水位（標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『戸苅水位』という。）が2.60メートル（出動水位）に達し、更に上昇すると予想されるとき。
- 二 愛知県愛西市古瀬町地先の日光川古瀬水位観測所において測定した水位（標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『古瀬水位』という。）が1.60メートルに達するおそれがある1時間前。
- 三 愛知県稲沢市祖父江町山崎地先の領内川広口池水位観測所において測定した水位（標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『広口池水位』という。）が2.87メートル（計画高水位）に達し、更に上昇すると予想されるとき。

2 所長は、前項及び第5条により樋管ゲートを全開している場合において、次の各号のいずれかに該当した場合は、樋管ゲートを全閉するものとする。

- 一 起水位が、4.80メートル（出動水位）以上となり、更に上昇するおそれがあるとき及び0.35メートル以下となったとき。
- 二 岐阜県海津市海津町成戸地先の国土交通省木曾川成戸水位観測所において測定した水位（標高0.872メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『成戸水位』という。）が6.60メートル以上（出動水位）となり、更に上昇するおそれがあるとき。
- 三 排水後の木曾川において測定した水質が、BOD値で1リットル当たり2ミリグラムを超えたとき。

(平水時における操作方法)

第4条 所長は、次の各号の全てに該当するときは、樋管ゲートを全閉しておくものとする。

- 一 戸苅水位が2.10メートル（警戒水位）以下であるとき。
- 二 古瀬水位が上昇時において、3時間後に1.60メートルに達すると予想されない水位であるとき、または減水時において1.60メートル以下となったとき。
- 三 広口池水位が1.90メートル以下であるとき。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において樋管の操作を行うことができるものとする。ただし、操作を行うときは一級河川木曾川の河川管理者と協議を行うものとする。

(通知)

第6条 所長は、第3条及び第5条により樋管ゲートを操作する場合は、愛知県建設部長（以下『部長』という。）の定めるところにより関係機関に通知するものとする。

(警報)

第7条 所長は、第3条及び第5条により樋管ゲートを全開する場合は、樋管周辺の人々

に警報を行うものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は樋管を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 操作の際に行った通知の状況
- 五 第5条の操作を行ったときは、その理由
- 六 その他参考となるべき事項

#### (4) 水場川排水機場等操作規則（抜粋）

##### 第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、水場川における洪水の防御及び新川から水場川への逆流の防止を図ることを目的とする。

##### 第2章 排水機等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、水場川及び新川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- 1 水場川の水位（以下「内水位」という。）が、当該排水機場地点での新川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス1.80メートルを上回り、又は上回ると予想されるときは、ひ門（1号正ひ門を除く。）を全閉し、かつ、排水機を運転すること。ただし内水位がT.P.プラス1.00メートルを下回るときは、排水機を運転しないこと。
- 2 内水位が、外水位を下回り、かつ、T.P.プラス1.80メートルを上回らず、かつ、上回らないと予想されるときは、排水機を運転せず、かつ、正ひ門を全閉し、兼用ひ門を全開しておくこと。
- 3 外水位が、内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ、ひ門を全開すること。
- 4 第1号の規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは以下のとおり排水機の操作を行う。
  - (1) 新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入る。
  - (2) 新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。
  - (3) (2)の状態でも新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、排水機を運転することができる。
  - (4) (1)の状態でも新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第1号から第3号により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。
- 5 第1号で排水機を運転している状態で新川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から

浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは新川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、正樋門を全閉し、兼用樋門を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 1 操作した排水機等の名称
- 2 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 3 気象、水象及び地象の状況
- 4 前条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- 5 その他参考となるべき事項

#### (5) 鴨田川排水機場操作規則 (抜粋)

##### 第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、鴨田川における洪水の防御及び新川から鴨田川への逆流の防止を図ることを目的とする。

##### 第2章 排水機等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第4条 愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、鴨田川及び新川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- 1 鴨田川の水位（以下「内水位」という。）が、当該排水機場地点での新川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス2.80メートルを上回り、又上回ると予想されるときは、3号正樋門を除くすべての樋門を全閉し、かつ排水機を運転すること。ただし、内水位がT.P.プラス1.80メートルを下回ったときは、排水機の運転を停止する。
- 2 内水位が外水位を下回り、かつT.P.プラス2.80メートルを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、排水機を運転せず、かつ3号正樋門を除くすべての樋門を全閉しておくこと。
- 3 外水位が内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ樋門を全開すること。
- 4 第1号の規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは以下のとおり排水機の操作を行う。
  - (1) 新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入る。
  - (2) 新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新た

に運転しないこと。

(3) (2)の状態では新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、排水機を運転することができる。

(4) (1)の状態では新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第1号から第3号により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。

5 第1号で排水機を運転している状態で新川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場地点より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは新川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、樋門を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 1 操作した排水機等の名称
- 2 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 3 気象、水象及び地象の状況
- 4 前条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- 5 その他参考となるべき事項

## (6) 庄内川水系青木川青木川放水路排水機場操作規則 (抜粋)

### 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 愛知県江南市宮田神明町春日地先一級河川庄内川水系青木川青木川放水路排水機場(以下「機場」という。)の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この操作規則において次の各号に掲げる用語の定義は、これに定めるところによる。

十三 犬山水位とは、愛知県犬山市栗栖地先の国土交通省犬山水位観測所において観測された標高35.30メートルを0点とした量水標の水位をいう。

十四 笠松水位とは、岐阜県羽島郡笠松町柳原地先の国土交通省笠松水位観測所において観測された標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。

十五 起水位とは、愛知県一宮市起地先の国土交通省起水位観測所において観測された標高5.13メートルを0点とした量水標の水位をいう。

十六 洪水時とは、次の各号のいずれかに該当した場合をいう。

イ 名古屋地方気象台より愛知県尾張西部に大雨又は洪水に関するいずれかの注意報又は警報が発令されたとき。

ロ 般若川水位が標高21.10メートルを越えたとき。

ハ 青木川水位が標高20.40メートルを越えたとき。

ニ 昭和川水位が標高22.20メートルを越えたとき。

ホ 前池水位が標高14.81メートルに達し、かつ水位が上昇しているとき。

十八 平水時とは、洪水時以外のときをいう。

十九 部長とは、愛知県建設部長をいう。

二十 所長とは、愛知県一宮建設事務所長をいう。

(操作の目的)

第4条 機場の操作は、青木川、般若川及び昭和川の洪水の一部を木曽川へ排水することにより、その流域の被害軽減を図ることを目的とする。

(操作の基本方針)

第5条 機場の操作は、木曽川の治水、環境等の正常な機能を損なわない範囲で第4条の目的を達成することを基本方針とする。

(排水規制)

第6条 青木川放水路から木曽川への排水は、次の各号のいずれかに該当する場合には、排水しないものとする。

一 犬山水位が10.40メートル以上のとき。

二 笠松水位が11.30メートル以上のとき。

三 起水位が0.35メートル以下のとき。

四 木曽川のBOD値が1リットル当たり2ミリグラムを超えたとき。

(排水可能量)

第7条 放水路から木曽川への排水量は毎秒当たり22.0立方メートルを超えないものとする。

2 第6条第1項第4号に定める規制を超えないよう排水可能量の計算を行い、これに基づき排水を実施するものとする。

## 第2章 機場の操作の方法等

(洪水時の操作の方法)

第8条 所長は、前池水位が標高14.81メートルに達し、さらに水位が上昇するおそれがあるときで、第6条に該当しないときは新堤樋管ゲートを全開し、第7条に定める排水量以内で、主ポンプの運転を開始するものとする。

2 所長は、主ポンプを運転している場合において、第6条に該当した場合のほか、前池水位が標高13.21メートル以下になったときは主ポンプの運転を停止し、新堤樋管ゲートを全閉するものとする。

(洪水終了時の操作の方法)

第9条 所長は、主ポンプの運転を停止している場合で機場内に残留水があるとき、部長の定めるところにより機場のピットポンプを操作し、機場内の空き容量を確保しておくものとする。

(平水時の操作の方法)

第10条 所長は、平水時の状態にあるときは、主ポンプの運転を停止し、新堤樋管ゲ-

トを全閉するものとする。

(操作の方法の特例)

第11条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において機場を操作することが出来るものとする。ただし、操作を行うときは木曾川の管理者と協議を行なうものとする。

(通知)

第12条 所長は、第6条に定める排水規制により機場の操作を停止する場合、部長の定めるところにより関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第13条 所長は、機場の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作した施設等の名称
- 二 操作した施設の操作開始及び終了の年月日及び時刻
- 三 気象及び水象の状況
- 四 操作の内容
- 五 操作の際に行った通知の状況
- 六 第11条の規定による操作を行ったときは、その理由
- 七 その他参考となるべき事項

## (7) 大江排水機操作管理規程 (抜粋)

### 第1章 総則

(操作の目的)

第2条 機場及びひ管の操作は、南派川の堤防及び木曾川下流部流域に支障を与えない範囲で、日光川流域の湛水を排除することを目的とする。(排水流域 別紙1参照)

(機場等の代表管理責任者)

第3条 機場及びひ管(以下「機場等」という。)の代表管理責任者(以下「管理者」という。)は、一宮市長とする。

### 第2章 排水機等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第6条 機場遊水池の量水標において測定した水位(以下「内水位」という。)が、T.P. 10.90m以上の時を洪水時といい、次の各号の定めるところにより、機場等を操作するものとする。

- 一 内水位が、T.P. 10.90m未満の間においては、1号ゲートは全閉にしておくものとする。
- 二 内水位が、T.P. 10.90mに達し、更に上昇のおそれのある場合は、1号ゲートを全開した後排水機を始動するものとする。
- 三 排水機運転中に、ひ管量水標において、測定した南派川の水位(以下「外水位」という。)が、T.P. 15.50m以上の時、または木曾川笠松水位観測所において測定した水位(標高0mを0点とした量水標の水位をいう。以下「笠松水位」という。)が10.40m以上のときは、河川管理者の排水機の運転状況を報告するものとする。
- 四 排水機運転中に、外水位がT.P. 17.50m又は、笠松水位が、11.30mに達したときは運転を停止し、1号ゲートを全閉するものとする。
- 五 前項により排水機の運転を停止している場合において、外水位がT.P. 17.50m以下と



なりかつ、笠松水位が11.30m以下となったときは、排水機の運転を開始するものとする。  
六 内水位が、T.P. 10.90m未満に低下した場合は、排水機の運転を停止し1号ゲートを全閉するものとする。

(操作の方法の特例)

第7条 河川管理者より南派川の堤防の異常等により排水機運転停止の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

2 管理者は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前条に規定する方法以外の方法により機場及びひ管を操作することができるものとする。なお、この場合は、河川管理者に通知するものとする。

3 木曾川へ排出することにより、生活環境等に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、排水を減じ、又は停止する。

#### (8) 木曾川水系鍋田川 鍋田川下流排水機場等操作要領 (抜粋)

##### 第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、鍋田川における洪水の防御及び流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

##### 第2章 排水機等の操作の方法等

(用語の定義)

第3条 用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 鍋田川1.437キロメートルに位置する水門を下水門という。
- (2) 鍋田川1.739キロメートルに位置する水門を中水門という。
- (3) 下水門直下流の水位を外水位という。
- (4) 中水門上流(排水機場直上流の水位を内水位という。)

(洪水時における操作の方法)

第4条 内水位が、T.P. マイナス0.85メートルを越えたときは、次の各号により、排水機等を操作するものとする。

- (1) 外水位が内水位を上回っているときは、中水門を全閉し、排水機を運転すること。
  - (2) 外水位が内水位を下回っているときは、中水門を全開し、排水機を停止しておくこと。
- 2 前項及び次項により排水機を運転している場合において、内水位がT.P. マイナス1.65メートル以下になったときは、排水機を停止すること。
- 3 前項により中水門を全閉し排水機を停止している場合において、内水位がT.P. マイナス0.85メートルを越えたとき(内水位が外水位より高いときは除く)は、排水機を運転するものとする。
- 4 第1項及び前項により排水機を運転している場合において、内水位が外水位を上回ったときは、排水機の運転を停止し、中水門のゲートを全開するものとする。
- 5 第1項及び第4項により中水門のゲートを操作する場合においては内水位及び外水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作方法)

第5条 内水位が、T.P. マイナス0.85メートル以下であるとき(第4条の操作により内水位がT.P. マイナス0.85メートル以下になるときは除く。)は、排水機かを停止しておき、中水門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 地震、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において前二条に規定する方法以外の方法により排水機を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 排水機等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作した排水機等の名称
- (4) 操作の際に行った通知の状況
- (5) 前条に該当するときは、その理由
- (6) その他参考となるべき事項

(その他)

第14条 この操作要領の定めるもののほか、その操作要領の実施のため必要な事項は、愛知県建設部長と三重県県土整備部長が協議して定める。

#### (9) 中江川排水機場操作規則 (抜粋)

##### 第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、中江川における洪水の防御及び合瀬川から中江川への逆流の防止を図ることを目的とする。

(施設の名称)

第3条 排水機の施設の名称は、左岸側から1号機、2号機、3号機というものとする。

##### 第2章 排水機等の操作方法等

(洪水時における操作の方法)

第4条 愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、中江川、新川及び合瀬川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

1. 中江川の水位（以下「内水位」という。）が、合瀬川の水位（以下「外水位」という。）を下回りかつ、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス5.60メートルを上回ったときは、水門を全閉しつつ、1号機を運転すること。
2. 水門全閉時において、内水位がT.P. プラス5.70メートルを上回ったときは、1号機に加えて2号機も運転すること。
3. 水門全閉時において、内水位がT.P. プラス5.80メートルを上回ったときは、1、2号機に加えて3号機も運転すること。
4. 内水位がT.P. プラス5.80メートルを上回ってから、内水位が外水位を下回り水門を全閉したときは全閉と同時に1号機、2号機、3号機の順で運転すること。
5. 水門全閉時において、内水位がT.P. プラス5.00メートルを下回ったときは、1号機の運転を停止すること。
6. 1号機の運転停止後に内水位がT.P. プラス4.90メートルを下回ったときは、2号機の運転を停止すること。
7. 1、2号機の運転停止後に内水位がT.P. プラス4.80メートルを下回ったときは、3号機の運転を停止すること。

8. 外水位が内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ水門を全開すること。
9. 排水地点より下流の合瀬川において、越水または破堤のおそれがあるときは、以下の操作を行うこととする。
  - (1) 「外水位が危険水位以上となったとき」は、排水機の運転を停止する。
  - (2) (1) に基づき停止した排水機は、外水位が危険水位を下回り、かつ周辺の堤防を目視し越水または破堤のおそれがない場合、第1号から第4号までの各規定を踏まえ運転を再開することができる。
10. 第1号から第4号までの規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは、以下のとおり排水機の操作を行う。
  - (1) 新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備にはいる。
  - (2) 新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。
  - (3) (2) の状態で新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、第1号から第4号までの各規定を踏まえ、排水機を運転することができる。
  - (4) (1) の状態で新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第5号から第8号の規定により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。
11. 第1号から第4号で排水機を運転している状態で新川及び合瀬川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場地点より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、水門を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

1. 操作した排水機等の名称
2. 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
3. 気象、水象及び地震の状況
4. 前条に該当するときは、その事由及び操作の方法
5. その他参考となるべき事項

(10) 西條小切戸川排水機場操作要領（抜粋）

第1章 総 則

（操作の目的）

第4条 機場の操作は、西條小切戸川における洪水の防御及び福田川から西條小切戸川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第2章 機場等の操作の方法等

（洪水時におけるポンプ操作等の方法）

第7条 機場水位が外水位より低く自然排水が不可能であるときを洪水時といい、管理者は次の各号に定めるところにより排水機場の操作を行うものとする。

- 一 機場水位が外水位より低く、自然排水が不可能な場合、吐出井ゲートを全閉する。
- 二 前項の状態において、機場水位がT.P. -1.1mを上回り又は上回ると予想されるときは、排水機を運転する。ただし、機場水位がT.P. -1.5mを下回ったときは、排水機を停止する。
- 三 外水位が福田川計画高水位であるT.P. 1.05mを上回ったときはポンプを停止する。
- 四 第一項から第三項の状態、日光川の水位が上昇しているときは、日光川基準地点の水位に応じて、以下のとおり操作するものとする。

（1）排水ポンプを運転する状態で、かつ、日光川基準地点の水位が上昇し、準備水位T.P. 1.05mに達したときは、排水ポンプの運転を停止する準備に入る。

（2）日光川基準地点の水位が上昇し、停止水位T.P. 1.35mに達したときは、排水ポンプの運転を停止し、または運転しない。

（3）（2）の状態、二級河川日光川の水位が下降し、日光川基準地点の水位が排水再開水位T.P. 1.25mに達したときは、排水ポンプを運転することができる。

（4）（1）の状態、二級河川日光川の水位が下降し、日光川基準地点の水位が準備水位T.P. 1.05mを下回ったとき、排水ポンプの運転を停止する準備を解除する。

- 五 上記の規定によらず、ポンプを運転している状態で別図2に示す日光川等の地点において、河川からの越水または破堤が発生したときは運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所への応急復旧が完了したとき、若しくは日光川等の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水の恐れがなくなったときとする。

（平水時におけるポンプ操作等の方法）

第8条 機場水位が外水位より高く、自然排水が可能であるときを平水位といい、管理者は樋門ゲート及び吐出井ゲートを全開しておくものとする。

（樋門ゲート操作の方法）

第9条 管理者は、外水位が福田川計画高水位であるT.P. 1.05mに達した場合、樋門ゲートを全閉するものとする。

（操作の方法の特例）

第10条 管理者は、事故、その他止むを得ない事情のあるときは、必要の限度において第7条から第9条に規定する方法以外の方法により機場等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第11条 管理者は、機場等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したゲートの名称
- 四 第10条に該当したときは操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

(11) 水干川排水機場等操作規則（抜粋）

第一章 総 則

（操作の目的）

第2条 排水機等の操作は、水干川における洪水の防御及び逢妻川から水干川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第二章 操作の方法等

（洪水時における操作の方法）

第3条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、水干川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- (1) 水干川の水位（以下「内水位」という。）が逢妻川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ東京湾中等潮位（以下「T. P.」という。）プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。  
ただし、内水位がT. P. プラスマイナス0.00メートルを下回るときは運転しない。
- (2) 外水位が内水位を下回ったときであっても、内水位がT. P. プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。
- (3) 内水位が外水位を下回り、T. P. プラス1.30mを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転しない。
- (4) 外水位が内水位を下回り、かつ内水位がT. P. プラス1.30mを下回るときは、排水機を運転せず、樋門を全開する。
- (5) 外水位がT. P. プラス5.20mに達したときは、排水機の運転を停止する。
- (6) 排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。

（平水時における操作の方法）

第4条 所長は、前条に規定する場合以外は排水機を運転せず、樋門を全開しておくものとする。

（操作方法の特例）

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において第3条及び第5条に規定する以外の方法により排水機等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第7条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作した排水機等の名称
- (2) 操作の開始・終了の年月日及び時刻
- (3) 気象、水象等の状況
- (4) 第6条に該当するときは、その事由及び操作の方法

(5) その他参考となるべき事項

第四章 雑 則

(記録及び報告)

第13条 所長は、排水機等の点検結果その他排水機等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要と思われる事項については、速やかに建設部長に報告するものとする。

(12) 流れ川第1、第2排水機等操作規則（抜粋）

第一章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、流れ川における洪水の防御及び逢妻川から流れ川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第二章 操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、流れ川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。

(1) 流れ川の水位（以下「内水位」という。）が逢妻川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ第2排水機場において東京湾中等潮位（以下「T. P.」という。）プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。

ただし、内水位がT. P. プラスマイナス0.00メートルを下回るときは運転しない。

(2) 内水位が外水位を上回ったときであっても、内水位が第2排水機場においてT. P. プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し排水機を運転する。

(3) 内水位が外水位を下回り、かつ内水位が第2排水機場においてT. P. プラス1.30mを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転しない。

(4) 外水位が第2排水機場においてT. P. プラス1.30mを下回るときは、排水機を運転せず、樋門を全開する。

(5) 外水位が第1排水機場においてT. P. プラス5.20mに達したとき、又は第2排水機場においてT. P. プラス5.30mに達したときは、排水機の運転を停止する。

(6) 排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、前条に規定する場合以外は排水機を運転せず、樋門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において第3条及び第5条に規定する以外の方法により排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作した排水機等の名称
- (2) 操作の開始・終了の年月日及び時刻
- (3) 気象、水象等の状況
- (4) 第6条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- (5) その他参考となるべき事項

#### 第四章 雑 則

(記録及び報告)

第14条 所長は、排水機等の点検結果その他排水機等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要と思われる事項については、速やかに建設部長に報告するものとする。

### 3 ダム等

#### (1) 佐久間ダム操作規程(抜粋)

(洪水及び洪水時)

第4条 この規定において、「洪水」とは、貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が $1,400\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水時における措置等)

第22条 洪水時においては、第20条第3号および第4号ならびに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次の定めるところにより、貯水池から放流し、または貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないための必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。

- (イ) 洪水時に至った時以後60分間においては、 $1,400\text{m}^3/\text{S}$
- (ロ) (イ)に規定する時間が経過したときからのダムの全ての洪水吐ゲートが全開となるまでの間は60分前に生じた流入量に相当する流量
- (ハ) (ロ)に規定する時間が経過したときから流入量が最大となった時(以下「最大時」という。)を経て流入量と放流量が等しくなるまでの間は、すべてのゲートを全開としたときの放流量
- (ニ) (ハ)に規定する時間が経過したときから洪水時が経過するまでの間は流入量に相当する流量
- (ホ) (ロ)の場合において、ダムの全ての洪水吐ゲートが全開に至らないで最大時に達した時は流入量と放流量が等しくなるまでの間は最大時の放流量
- (ヘ) (ホ)に規定する時間が経過した時以後は(ニ)の規定による放流量
- (ト) (ニ)の場合において、流入量が再び増加を始めた時は、その時以後60分間は増加を始めた時の放流量
- (フ) (ト)に規定する時間が経過した時以後は(イ)以下の順序でそれぞれ各号の規定による放流量

ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、またはこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイ(チ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。

ハ イ(チ)に規定する時間が経過した時以後においては貯水位からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録を作成すること。

(3) その他ダムおよび貯水池の管理上必要な措置

## (2) 新豊根ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上（ただし、電源開発株式会社新豊根発電所（以下「発電所」という。）の揚水量を除く。）である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

一 洪水期間 6月1日から10月10日までの期間

二 非洪水期間 10月11日から翌年5月31日までの期間

（洪水調節等のための利用）

第10条 洪水調節は、洪水期間にあつては、標高466.9メートルから標高474.0メートルまでの容量10,500,000立方メートル、非洪水期間にあつては、標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間においては、標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

（予備放流）

第14条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流をこえているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒300立方メートルを限度とし放流を行うものとする。

（洪水調節）

第15条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が472.6メートル以上にある場合で気象・水象その他の状況により特に必要があると認めるときはこの限りではない。

一 流入量が、毎秒300立方メートルから毎秒1,800立方メートルまでの間にあつて増加し続けているときは、毎秒 $\{ (流入量 - 300) \times 0.267 + 300 \}$ 立方メートルの水量を放流すること。

二 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めた時以後は、毎秒 $\{ (前号の方法による捜査中における最大流入量 - 300) \times 0.267 + 300 \}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。

三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、前2号に規定する方法により放流すること。

四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒300立方メー



トルを下るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以後は、流入量が毎秒  $\{(当該流入量 - 300) \times 1 / 0.267 + 300\}$  立方メートルに等しくなるまで、当該放流量に相当する水量の流水を放流すること。

五 流入量が、前号に規定する毎秒  $\{(当該流入量 - 300) \times 1 / 0.267 + 300\}$  立方メートルを越えたとき以後は、前4号に定める方法により放流すること。

六 流入量が、毎秒1,800立方メートルを越えたとき以後は、流入量が毎秒700立方メートルに等しくなる時まで、毎秒700立方メートルの水量を放流すること。

2 所長は水位が予備放流水位と予備放流水位から6.7メートルを感じた水位の間にあるときは洪水調節に支障を与えないよう、流入量に応じて放流を開始するものとする。

### (3) 宇連ダム操作規定（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規定において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が  $50\text{m}^3/\text{S}$  以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水時における措置）

第21条 洪水時においては、第19条第3号（気象観測の成果を収集）及び第4号（通知）並びに前条第1号（流入量の予測）に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度においてその急激な変動が生じないようにしてすること。

イ 洪水時が始まった時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの余水吐ゲートを全開することとなるまでの間これを継続すること。

ロ イの規定する時間が経過した時から、ダムの余水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から流入量が  $50\text{m}^3/\text{S}$  になるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ニ ハに規定する時間が経過した時以後においては、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。

ホ イからニまでの規定にかかわらず、洪水が始まる時における貯水位が予備放流水位を下っているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、イからニまでの規定の例により貯水池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

### (4) 大野頭首工操作規程（抜粋）

（洪水および洪水時）

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が  $160\text{m}^3/\text{S}$  以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、頭首工から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、頭首工からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、これに適合するため必要な最小限度において、これに適合するようにしてすること。
  - イ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量（貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量から大野取水口からの取水量を差し引いた流量〔以下「差引流量」という。〕に相当する流量）に相当する流量を頭首工から放流すること。
    - (イ) 差引流量が $20\text{m}^3/\text{S}$ になった時以前においては、差引流量に相当する流量
    - (ロ) 差引流量が $20\text{m}^3/\text{S}$ になった時から差引流量が $160\text{m}^3/\text{S}$ になるまでの間においては、別図第2に定めるところによる頭首工からの放流量
    - (ハ) 放流量が $160\text{m}^3/\text{S}$ になったとき以後においては、 $160\text{m}^3/\text{S}$
  - ロ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、差引流量に相当する流量の流水を頭首工から放流すること。
  - ハ 洪水警戒時が始まる時における貯水位が、予備放流水位を下っているときは、頭首工からの放流をしながら、またはこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、差引流量に相当する流量の流水を頭首工から放流すること。
- (3) その他頭首工および調整池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号および第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、頭首工から放流し、および調整池に流水を貯留すること。ただし、頭首工からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
  - イ 洪水時が始まったときから、差引流量に相当する流量の流水を頭首工から放流し、頭首工の制水ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
  - ロ イに規定する時間が経過した時から、頭首工の制水ゲートを全開しておき、差引流量が最大となった時を経て、貯水位が予備放流水位に等しくするまでの間、これを継続すること。
  - ハ ロに規定する時間が経過した時から、差引流量が $160\text{m}^3/\text{S}$ になるまでの間においては、差引流量に相当する流量の流水を頭首工から放流すること。
  - ニ ハに規定する時間を経過した時以後においては、頭首工からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。
  - ホ イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における貯水位が予備放流水位を下っているときは、頭首工からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後において、イからニまでの規定の例により頭首工から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他頭首工および貯水池の管理上必要な措置。

(5) 豊川水系豊川放水路分流ぜき操作規則（抜粋）

（分流堰のゲートの操作方法）

第3条 豊橋工事事務所長（以下「所長」という。）は、愛知県豊川市柑子町若宮地先の放水路第1水位観測所において観測した豊川の水位（以下「豊川水位」という。）が5.00メートル以上で、さらに上昇するおそれがあるときは、分流堰のゲート（樋管のゲートを除く。以下同じ。）を開くものとする。

2 所長は、放水路への流入量が毎秒1,800立方メートル以上になるおそれがあるときは、放水路への流入量が毎秒1,800立方メートルを越えないように分流堰のゲートを操作するものとする。

3 所長は、豊川水位が5.00メートル未満であるとき、又は5.00メートルに達してもさらに上昇するおそれがないときは、分流堰のゲートを全閉しておくものとする。

（樋管のゲートの操作の方法）

第4条 所長は、樋管のすべてのゲートを放水路の流水の正常な機能を維持するために操作するときを除き、全閉しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、分流堰を操作することができるものとする。

（操作上の配慮）

第6条 所長は、分流堰の操作にあたっては、分流堰附近の水位に急激な変動を生じないように配慮するものとする。

（通知及び警告）

第7条 所長は、分流堰を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、中部地方建設局長（以下「局長」という。）の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、分流堰を操作することにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、局長の定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 所長は、分流堰を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したゲートの名称及び開度
- 四 操作の際に行った通知の相手方及び内容並びに警告の内容
- 五 操作の理由
- 六 その他参考となるべき事項

（洪水警戒体制の実施）

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制をとるものとする。

- 一 豊川水系が4.00メートルに達し、上昇するおそれがあるとき。
- 二 豊川に洪水注意報又は洪水警報が行われたとき。

三 その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において分流堰を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 分流堰及び分流堰を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。以下同じ。）及び整備を行うこと。
- 三 分流堰の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他水門の管理上必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水が発生するおそれがなくなったと認めたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(6) 黒田ダム操作規定（抜粋）

(洪水及び洪水時)

第4条 この規定において「洪水」とは調整池への流入量（揚水によるものは除く。以下「流入量」という。）が $12.0\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号（気象観測の成果の収集）及び第4号（通報）並びに前条第1号（流入量の予測）に掲げる措置のほか次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は下流の急激な変動を生じないため必要な最小限度においてその急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。

(イ) 洪水時に至った時以後30分間において $12\text{m}^3/\text{S}$

(ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から流入量が最大となるまでの間においては、30分前に生じた流入量に相当する流量

(ハ) 流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）から流入量と放流量とが等しくなるまでの間においては、最大時における放流量

(ニ) (ハ)に規定する時間が経過した時から洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量

(ホ) (ニ)に規定する場合において流入量が再び増加を始めた時から30分間においては、増加を始めた時の放流量

(ヘ) (ホ)に規定する時間が経過した時以後においては、(ロ)、(ハ)及び(ニ)の順序で、それぞれ各号の規定による放流量

ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における調整値水位が制限水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、またはこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が制限水位に等しくなった時からイ(ハ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により調整池から放流すること。

ハ イ(ヘ)に規定する時間が経過した時以後においては調整池からの放流をしながら、又

- はこれをしてしないで調整池に流水を貯留すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
  - (3) その他ダムおよび調整池の管理上必要な措置。

(7) 矢作ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯留地への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒800立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 6月1日から10月15日まで
- 二 非洪水期間 10月から翌年5月31日まで

（洪水調節のための利用）

第11条 洪水調節は、標高292.0メートルから標高298.0メートルまでの容量最大15,000,000立方メートルを利用して、洪水期間にあつては水位を制限水位より上昇しないよう制限して行い、非洪水期間にあつては予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては標高292.0メートルから標高298.0メートルまでの容量最大15,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

（洪水調節）

第19条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これらによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒800立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒 $\{ (流入量 - 800) \times 0.333 + 800 \}$ 立方メートルを放流すること。
- 二 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{ (流入量 - 800) \times 0.333 + 800 \}$ 立方メートルを限度として流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

（ゲートの操作方法）

第31条 ゲートを操作してダムから放流を行う場合においては、コンジットゲートの操作により行うことを原則として、これによって所要の放流ができないときは、クレストゲートを操作して放流するものとする。

（クレストゲートの操作）

第32条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第24条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 第34条の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

（コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作）

第33条 コンジットゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第24条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 第34条の規定によりコンジットゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

2 コンジット予備ゲートは、次の各号に該当する場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 第34条の規定によりコンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(8) 矢作第2ダム操作規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規定において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が800m<sup>3</sup>/S以上であることをいい「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第20条 洪水警戒時においては、前条第1項第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。  
ただし、調整池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。  
イ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位をこえているときは、調整池からの放流を行い、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。  
ロ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。  
ハ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。  
ニ イ、ロ、ハの規定にかかわらず、国土交通省矢作ダムのダム放流が予想されるとき、又はダム放流中のときは、最低水位を限度に調整池水位を低下させることができる。  
ただし、調整池からの放流は第11条の規定により別図第2に定めるところによつてしなければならない。

- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

（洪水時における措置）

第21条 洪水時においては、第19条第1項第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。  
ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。  
イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。  
(イ) 洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間これを継続すること。  
ただし、既に洪水吐ゲートが全開となっている場合は、これを継続すること。  
(ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき流入量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ただし、調整池水位が予備放流水位を下まわっている場合は流入量が最大となるまでの間、これを継続すること。

(ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(ニ) 洪水時が経過した時から、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

#### (9) 越戸ダム操作規定（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規定において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が $750\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

（洪水時における措置）

第21条 洪水時においては、第19条第3号（気象観測の成果を収集）及び第4号（通報）並びに前条第1号（流入量の予測）に掲げる措置のほか次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し及び調整池に流水を貯留すること。ただし調整池からの放流は下流の水位の急激な変動を生じないため、必要な最小限度においてその急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 洪水時が始まった時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て調整池水位が予備放流水位に等しくするまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から、流入量が $200\text{m}^3/\text{S}$ になるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ニ ハに規定する時間を経過した時以後においては、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

ホ イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における調整池水位が予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後において、イからニまでの規定の例により調整池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

#### (10) 羽布ダム操作規定（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規定において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が $80\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第21条 洪水警戒時においては前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号

に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的变化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。

ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、貯水池からの放流を行い、貯水池が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。

(イ) 洪水時に至った時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

(ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て貯水位が予備放流水位に等しくするまでの間、これを継続すること。

(ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から、流入量が $80\text{m}^3/\text{S}$ になるまでの間においては流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後において、イ(イ)から(ハ)までの規定の例により貯水池から放流すること。

ハ イ(ハ)に規定する時間が経過した時以後においては、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

#### (11) 丸山ダム操作要領（抜粋）

(出水時の操作)

第11条 流量が毎秒2,500立方メートル以上の時、ダム地点における最大流量を人為的に増大させることを避け、かつ洪水調節を実施するために左の各号によるものとする。



- (1) 流量が増加して毎秒2,500立方メートルに達し、なお増大するおそれのあるときは、可能な限り水位を当該流量に達したときの水位以下に保持するよう漸時門扉を開きつつ放流するものとする。
- (2) 流量が増加して、水位を前項の水位以下に保持することが不可能になった場合は、流量が毎秒4,800立方メートルに達するまでは門扉を全開のまま自然溢流の状態に保つものとする。
- (3) 流量が増加して毎秒4,800立方メートルに保ちながら、洪水時満水位を限度として水位を上昇せしめるものとする。
- (4) 水位が洪水時満水位を超えて上昇するおそれのある場合は流入量を限度として毎秒4,800立方メートルを超えて放流することができる。

(洪水調整後の水位の復元)

第12条 流量が減少して毎秒4,800立方メートルになった後は放流量に急激な変動を与えないようにしながら漸時超過貯水を放流し、常時満水位に復するものとする。

## (12) 今渡ダム操作規程（抜粋）

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が3,500 $\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。  
ただし、調整池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
- イ. 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位をこえているときは、洪水時に至るまでに調整池からの放流を行い、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以降においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- ロ. 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- ハ. 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。  
ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにすること。
- イ. 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。

- (イ) 洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダム  
の洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
  - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入  
量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これ  
を継続すること。
  - (ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間においては、流  
入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
  - (ニ) 洪水時に至った時における調整池水位が予備放流水位を下まわっているときは、調  
整池からの放流をしながら又はこれをしないで予備放流水位を限度として、調整池に  
流水を貯留することができる。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
  - (3) その他 ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(13) 濃尾用水犬山頭首工操作規程（抜粋）

（出水時の操作）

第15条 河川流量が頭首工地点において毎秒600立方メートルに達するまでは制水門第1  
号の自動調節により標高37.00メートルを下限とし、標高37.40メートルを上限として開扉  
放流するものとする。

- 1 河川流量が前項の量を越え以後増水する場合は、出水に応じて標高37.10メートルを保ち  
ながら順次制水門第2号、同第3号、同第4号、同第5号および同第6号土砂吐制水門第  
1号および同第2号を開扉したままの状態にするものとする。
- 2 河川流量が頭首工地点において毎秒3,000立方メートルに達した場合は、左岸導水路余水  
吐水門を全開するとともに取入水門を閉扉するものとする。

（出水後の操作）

第16条 河川流量が頭首工地点において毎秒2,000立方メートル以下となり以後増水のお  
それがないと認められたときは、取入水門を開扉するとともに左岸導水路余水吐水門を操  
作するものとする。

- 2 頭首工地点において木曾川水位が標高37.40メートルに減じた後は毎秒600立方メートル  
に達するまで標高37.40メートルを保ちながら減水に応じて土砂吐制水門第2号および同  
第1号、制水門第6号、同第5号、同第4号、同第3号、同第2号および同第1号と順次  
閉扉するものとする。

(14) 木曾川用水木曾川大堰操作規程（抜粋）

第18条 所長は、出水時において、取水堰のゲートの操作によって取水堰の上流水位を標  
高3.70メートル以下に保つことができないときは、速やかに、取水堰のすべてのゲートを  
全開しなければならない。

- 2 所長は、降雨等により幹線用水路等の水位の急激な上昇及びこれに伴う危害の発生が予  
想される場合においては、速やかに、木曾川大堰の取水工に設置した制水ゲート若しくは  
非常用ゲートの閉そく等又は幹線用水路の放水口の開放等危害防止のために必要な措置を  
とらなければならない。

（危害防止のための通知等）

第19条 所長は、別に定めるところにより、公団法第25条の規定による危害防止のため

の通知及び周知の措置を行うものとする。

(15) 長良川河口堰に関する操作規則（抜粋）

（洪水の安全な流下のための操作）

第5条 長良川河口堰監理所長（以下「所長」という。）は、堰流入量が毎秒800立方メートルに達したときには全ての調節ゲート、閘門ゲート及びロック式魚道ゲート（以下「全てのゲート」という。）を全開としなければならない。全開とした後は、堰流入量が毎秒800立方メートル以下に減少するまで、すべてのゲートを計画堤防天端高（T.P. +5.8メートル。以下「堤防高」という。）より高く引き上げておかななければならない。

2 所長は、堰流入量が毎秒200立方メートルを超え、かつ、さらに増加するおそれのある場合には、前項に規定する操作に備えるものとし、調節ゲートをアンダーフローの状態としなければならない。ただし、下流推移の状況により塩水の遡上のおそれがあるときには、前項に規定する操作に備えている限りにおいてアンダーフローの状態とすることができる。

（高潮時に関する操作等）

第6条 所長は、前条の規定にかかわらず、下流水位がT.P. +2.1メートルを超える高潮時には、すべてのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

2 所長は、前条第1項に規定する場合を除き、下流水位がT.P. +1.2メートルを超えたときは、次の各号に定めるところにより操作を行うものとする。

一 下流水位がT.P. +2.1メートルを超えると予測される場合には、前条第2項ただし書の規定にかかわらず調節ゲートをアンダーフローの状態とし、前項に規定する操作に備えるものとする。

二 前号に規定する場合を除いては、全てのゲートにより塩水の遡上の防止を図るものとする。

（津波時に関する操作）

第7条 所長は、気象庁から伊勢湾沿岸に対して津波警報が発せられ、伊勢湾外からの細則に定める高さ以上の津波の到達が予測されるときには、前2条の規定にかかわらず、全てのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

（平常時の操作）

第8条 所長は、前3条に規定する場合を除いては、河川環境の保全に配慮しつつ、次の各号に定めるところにより操作を行うものとする。

一 調節ゲートの操作は、オーバーフロー操作によるものとする。ただし、必要に応じてアンダーフロー操作を行うことができる。

二 前号に規定する操作に当たっては、魚類等の遡上及び降下並びに水質保全に十分配慮するものとする。上流水位の下限はT.P. +0.8メートル、上限はT.P. +1.3メートルとし、堰の上流と下流の水位の差が小さくなるよう努めるものとする。なお、上流水位の下限は、細則に定める場合にはさらに下げることができる。

三 前2号の規定にかかわらず、下流水位の状況により塩水の遡上のおそれのある場合には、全てのゲートにより塩水の遡上の防止を図るものとする。

（ゲート操作の原則）

第10条 所長はゲートを操作するときは、堰の上流及び下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

（操作に関する通知等）

第11条 所長は、ゲートを操作することにより、流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執らなければならない。

(操作についての指示)

第12条 所長は、建設省中部地方建設局長の定める工事事務所長から長良川の河川管理に関連し堰の操作について指示があったときは、これに基づき操作を行うものとする。

(16) 佐布里操作規程 (抜粋)

(第2非常配備)

第8条 所長は、200ミリメートル/日または、50ミリメートル/時以上の降雨量をとまなう台風ならびに集中雨のおそれのある気象通報が発せられたとき、もしくは、所長が必要と認めたときは第2非常配備を命じなければならない。

第9条 所長は、前項の規定により第2非常配備を命じたときは、池の維持および操作に万全を期するため、必要に応じて次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)から(5) 略

(6) 佐布里池が常時満水位標高29.00メートル以上の水位にあるときは、愛知用水からの流入ゲートを全閉すること。

(7) 略

(水位および流量)

第12条 池の計画水位および計画流量は、次に掲げるとおりとする。

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 常時満水位標高     | 29.0m                   |
| (2) 異常洪水水位標高    | 30.0m                   |
| (3) 計画洪水量       | 24.5m <sup>3</sup> /sec |
| (4) 佐布里流入工最大流入量 | 11.5m <sup>3</sup> /sec |

(余水吐ゲートを操作する場合)

第17条 余水吐ゲートは、常時閉鎖しておくものとし、次の各号に掲げる場合においては、水道局長の了承を得てこれを操作しなければならない。ただし緊急にしてこれにより難いときは、この限りでない。

- (1) 池の水位が台風または、集中豪雨等により、異常洪水位を越えるおそれのあるとき。
- (2) 台風、集中豪雨、地震等により堤体その他の重要施設が損傷したとき、または、損傷するおそれのある場合で池の保安上緊急を必要と認めるとき。
- (3) 堤体、その他の構造物について点検補修等を行うため、特に池の水位を低下させる必要があるとき。
- (4) 前各号のほか、特にやむを得ない理由により池の水位を低下させる必要があるとき、または余水吐ゲートの試運転を行うとき。

(余水吐ゲートの操作方法)

第18条 余水吐を操作するにあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) ゲート開度は、最大放流量の毎秒5.0m<sup>3</sup>/secを越えない範囲内において、別添図表-2により必要な開度を設定する。
- (2) 下流に急激な増水または減水をおこさないよう下表に定める方法により行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況によりこの方法によることができない特別

の事情があるときは、他の方法によることができる。

#### 余水吐ゲートの放流

	ゲート操作の 最小時間間隔	1回の操作による 最大放出量
放流開始後1時間まで	10分ごと	0.3m <sup>3</sup> /sec
放流開始後1時間以後	20分ごと	1.0m <sup>3</sup> /sec

(3) 係員による現地の監視のもとに操作することを原則とする。

#### (緊急放流に関する通報)

第20条 所長は、第17条第1号、第2号に該当した余水の放流（「緊急放流」という。）を行うときは、放流開始前に、知多浄水場に設置されたサイレンを、別に定める方法により吹鳴するほか別表-1に掲げる者に対して放流の約1時間前に通報しなければならない。なお、これらの放流に関する細部取扱いについては、あらかじめ知多建設事務所長および関係市長と協議するものとする。

#### (17) 小里川ダム操作規則（抜粋）

##### (洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒80立方メートル以上である場合における当該流水とする。

##### (洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月1日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年5月31日までの期間

##### (洪水調節等のための利用)

第9条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高353.0メートルから標高400.5メートルまでの容量12,900,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高371.0メートルから標高400.5メートルまでの容量9,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

##### (洪水調節等)

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、水位が最低水位を超える場合に常用洪水吐1門からの自然放流により行うものとする。また、非洪水期にあつては、水位が常時満水位を超える場合に、常用余水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により必要と認められたときには、その限りではない。

## 第五節 水防作業

### 1 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせることで初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々に行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

表…水防工法の種類

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
深掘れ (洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、深掘れ（洗掘）し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川側（川表）の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側（川表）が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川側（川表）の崩壊を防ぐ。 吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側（川表）の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面（川表法面）、根固めが、深掘れ（洗掘）、欠壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ（洗掘）等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面（表法面）に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所 （粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所 （砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の上端（天端）や居住側斜面（裏法面）に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面（裏法）先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面（裏法面）に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法）に半円形に土のうを積む。

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
越 水  (堤防からの水のあふれ)	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側堤防斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
決 壊  防 止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深掘れ（洗掘）が進んでいる箇所 堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破壊するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ（洗掘）が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ（洗掘）の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

## 2 水防活動中の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以てこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令および情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

## 第六節 避難





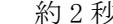

「愛知県地域防災計画」及び各市町村地域防災計画に定めるところによる。

## 第七節 水防信号及び水防標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定めているとおりである。

### 1 水防信号

- (1) 出動信号 水防団等に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (2) 避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

種別	打鐘信号	余いん防止サイレン信号
出動	 (3 点)	 約5秒
避難		 約6秒
		 約3秒
		 約2秒

- 備考1. 信号継続時間は適宜とする。  
2. 打鐘のほか太鼓も併用する。

### 2 水防標識

#### (1) 緊急自動車優先通行標識

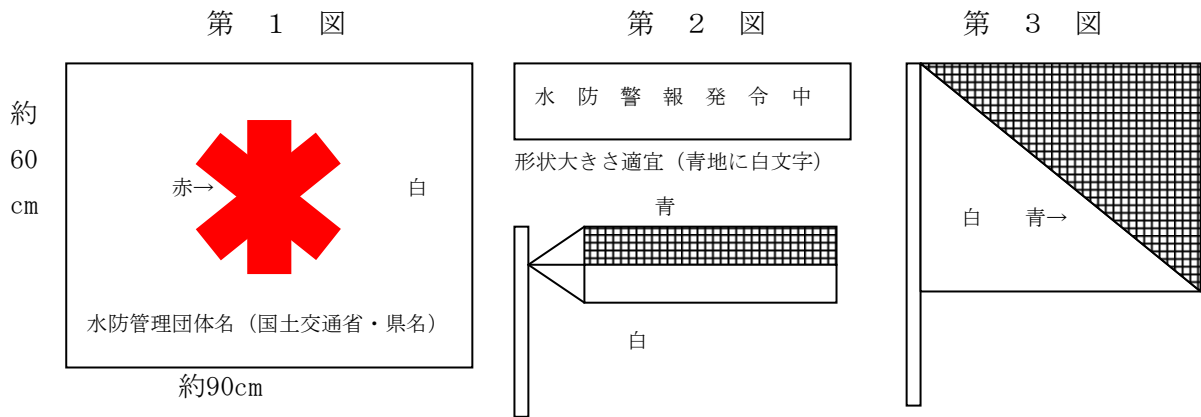
水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

#### (2) 水防警報発令標識

ア 水防警報発令の標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。



イ この標識は火の見やぐら、その他公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。



## 第八節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

### 1 決壊等の通知（法第25条）

#### (1) 決壊等の意味

決壊とは堤防の全部または一部の損壊を意味する用語で、浸食や堤防斜面（法）崩れも決壊に含まれる。また、報告する際には、単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊（破堤）し、はん濫している状態と混同する恐れもあるので、具体的に以下の言葉を使用すること。

ア 堤防の決壊 (破堤)	堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの
イ 堤防斜面 (法) 崩れ	堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの
ウ 越水（水の あふれ）	堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へはん濫しているもの
エ 漏水	堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの
オ 亀裂	通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面（法面）に、堤防に平行して生じる。 上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面（法）崩れの原因となる。

#### (2) 速報

##### ア 速報の意義と留意点

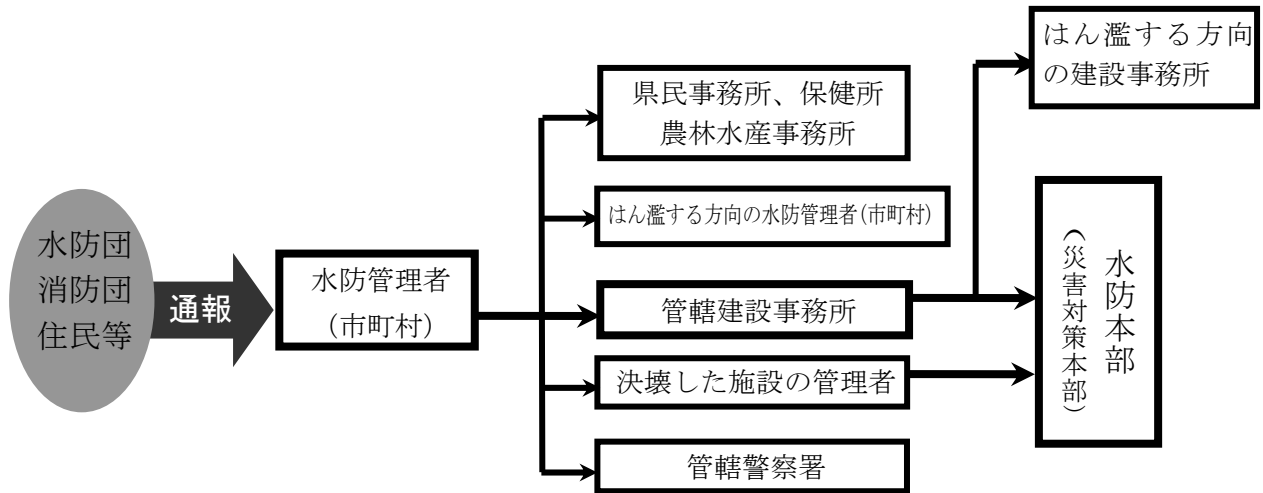
初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、なにがあったか」が基本となる。速報における留意点は以下のとおりである。

- ① 速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「…もよう」「…の情報あり」とすること。
- ② 現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておくこと。
- ③ 互いに名乗り合うこと。

##### イ 速報の伝達経路

水防管理者（市町村）、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊してはん濫又は、はん濫のおそれがあるときは、直ちに管轄する県建設事務所、決壊した施設の管理者、はん濫する方向の水防管理者（市町村）及び所轄の警察署、関係県機関（県民事務所、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。

なお、通報の連絡系統は下図のとおりである。



#### ウ 隣接する水防管理者（市町村）間の連絡体制の確立

水防管理者（市町村）は、決壊（破堤）情報等を隣接する市町村に通報するにあたり、平時からその通報体制について互いに確認しあい、密接な連携を図ること。

## 2 決壊後の処置（法第26条）

水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、次の事項に留意して、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。

- ア 適切な水防工法の実施（212頁参照）
- イ 避難勧告等（214頁参照）
- ウ 関係機関への通報（215頁参照）
- エ 自衛隊の派遣要請を知事に要請

## 3 決壊等による被害状況の報告

水防管理者、水防団長及び消防機関の長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因するはん濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。

### (1) 人的・住家被害

水防管理者は、被害状況を取りまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。

### (2) 公共土木施設被害

水防管理者は、被害状況を取りまとめ、管轄する国交省各河川事務所、県建設事務所、港務所又は農林水産事務所（以下「建設事務所等」という。）に対し報告する。県建設事務所等は、直ちに県水防本部に報告する。

## 第九節 水防解除

水防管理者は、水防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、県建設事務所に通知するものとする。

この通知を受けた県建設事務所は直ちに県水防本部へ報告し、県水防本部は県関係機関へ通知する。

## 第十節 費用負担と公用負担

### 1 費用負担

#### (1) 県の負担

県が行う水防事務に要する費用は県が負担する。（法第43条）

#### (2) 水防管理団体の負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。（法第41条）

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。その場合、他の県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の県の知事と協議する。（法第42条）

### 2 公用負担

#### (1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（法第28条第1項）

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車両、その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

#### (2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書

〇〇水防団〇〇部長  
○ ○ ○ ○

上記の者に \_\_\_\_\_ の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任  
したことを証明します。  
平成 年 月 日

〇〇市(町・村)長  
□ □ □ □ ㊟

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)	公 用 負 担 証				
目的別 負担内容	種類 使用	収用	処分等		
平成 年 月 日		市(町・村)長		□ □ □ □	㊟
		事務取扱者		□ □ □ □	㊟
○ ○ ○ ○ 殿					

### 3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。(法第28条第2項)

## 第十一節 水防報告と水防記録

### 1 水防管理者

水防管理者は、水防が終結したときは7日以内に次の事項を取りまとめて、様式1により管轄の県建設事務所に報告する。(法第47条)

- ア 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- イ 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- ウ 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- エ 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- オ 使用資器材の種類・数量
- カ 法28条による公用負担の内容
- キ 応援の状況
- ク 避難勧告及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- ケ 水防関係者の死傷
- コ 水防功労者及び功績

- サ 水防管理者の所見
- シ その他必要事項

## **2 県建設事務所長**

県建設事務所長は、様式2により5日以内に県水防本部長に報告するとともに「水防記録」を作成して保管しなければならない。

第1号様式

水防報告書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名		平成 年 月 日 報告				
増水（出水）の概要		級 川水系		川始め 河川		
		最高時間雨量	mm	月 日 時	地内	
		総雨量	mm	月 日 時	月 日 時	
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ～ 月 日 時頃				
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員
		1			m	名
		2				
		3				
延出動人員	水防団 名 自衛隊 名 居住者 名		消防団 名 ( ) 名 計 名			
水防作業の概要及び水防工法						
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他
	水防の効果	名	棟	ha	m	
	被害					
使用資器材	種類	数量	単価	金額（円）		
特記事項						

備考

「増水（出水）の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

水防報告書 (建設事務所)

平成 年 月 日報告

報告者 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_

出水（増水）の概要							
箇所数							
水防実施日時	月 日		時頃より		月 日		時頃まで
出動人員	市町村名	水防団	消防団	自衛隊	居住者	その他	計
水防作業の概要							
被害状況 (公共土木被害を含む)	人	家屋	田畑	堤防	道路	その他	
	名	棟	ha	m	m		





## 第十一章 他の機関等との協力応援

### 第一節 洪水予報連絡会

県は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体で結成された木曽川洪水予報連絡会、庄内川洪水予報連絡会、矢作川洪水予報連絡会、豊川・豊川放水路洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する木曽川（中流・下流）洪水予報、長良川（下流）洪水予報、庄内川及び矢田川洪水予報、矢作川洪水予報及び豊川・豊川放水路洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各県の水害の軽減に努めるものとする。

新川、天白川、日光川及び境・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。

### 第二節 応援及び応援等の相互協定

#### 1 居住者の義務等

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。（法第21条第1項）

水防管理者、水防団長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。（法第24条）

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。（法第29条）

#### 2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。（法第22条）

#### 3 他の水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条第1項）

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合において、水防管理者が、「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行い、前記以外の水防管理者については県へ応援を要請するものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

#### 4 自衛隊の応援

- (1) 災害派遣要請者  
知事

## (2) 災害派遣要請手続

知事は、災害派遣要請の必要があると認めるとき、又は、水防管理者から災害派遣要請の依頼を受けてその必要を認めるときは、ただちに派遣要請の手続きをとるものとする。

(自衛隊法第83条第1項、災害対策基本法第68条の2第1項)

## (3) 災害派遣部隊の受け入れ

水防管理者は、次の事項に留意し、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとする。

ア 宿泊施設及び車両等の保管場所を準備すること。

イ 派遣部隊との連絡員の決定をすること。

ウ 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後すみやかに作業ができる準備をすること。

エ 派遣部隊を目的地へ誘導するとともに部隊の指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合、重複することなく効果的な作業分担ができるよう配慮すること。

## (4) 自衛隊の派遣について

この計画に定めるもののほかは、「愛知県地域防災計画」及び「愛知県災害対策実施要綱」に定めるところによる。

## 5 相互応援協定

水防管理団体は隣接水防管理団体と、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし水防計画に定めるものとする。

## 第三節 河川管理者の協力事項

### 1 国と県との協力事項

国土交通省中部地方整備局長（河川管理者）と愛知県知事（水防管理者）は、水防管理団体が行う水防のための活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 一 河川に関する情報の提供
- 二 重要水防箇所の合同点検の実施
- 三 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 四 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 五 水防活動の記録及び広報

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(以下省略)

### 2 県と市町村との協力事項（例示）

愛知県知事（河川管理者）と市・町の長（水防管理者）は、水防管理団体が行う水防のため

の活動に必要な河川管理者の協力事項について、次のとおり確認する。

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 一 河川に関する情報の提供
- 二 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 三 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 四 水害に関する地域住民への啓発

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

(以下省略)



## 第十二章 排水機の運転調整

### 第一節 排水機の運転調整の意義

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川から水があふれる（越水）及び決壊（破堤）などの恐れがあるときは、外水はん濫による甚大な浸水被害を回避するため、河川に強制排水するために設置された排水機の運転を一時的に調整する必要がある。統一的な排水調整を図る必要がある河川については排水機の運転調整を円滑に実施するための要綱等が定められている。

### 第二節 各河川における排水機の運転調整に係る要綱等

#### 1 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱

（目的）

第1条 一級河川庄内川及び矢田川(以下「庄内川」という)において、沿川地域の雨水など内水排除のために設置された排水ポンプ場の運転調整は、庄内川が整備水準を上回る洪水に見舞われた時、庄内川の流量負荷を軽減し越水又は破堤などによる外水氾濫の危険度を小さくすることで甚大な被害の発生を回避し、人的被害の防止と財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

（本要綱の対象期間）

第2条 本要綱の対象期間は、枇杷島橋または、その下流の河川改修が進捗するまでの期間とする。上記事業完了以降は別に定める。

（運転調整の通知及び発令）

第3条 運転調整は、排水ポンプ場の管理者がポンプ操作の一環として実施する。

河川管理者は、河川水位情報などについて関係機関に通知するものとする。

2 庄内川からの越水及び破堤が生じた場合の運転調整は河川管理者が発令する。

（運転調整対象ポンプ場）

第4条 運転調整を行うポンプ場は、原則として庄内川の中下流部(河口～東谷橋)及び矢田川の直轄管理区間へ雨水排水を行うすべてのポンプ場とし、各ポンプ場とも全施設を運転調整の対象とする。対象ポンプ場は、別紙のとおりである。

（準備水位の事前連絡）

第5条 ポンプ場運転調整に必要な準備を行うため、準備水位を設ける。

準備水位は、枇杷島水位観測所の出動水位・T.P. 6.40mとする。

準備水位に到達し更に水位上昇が予想される時、河川管理者は河川水位情報などについて、関係機関に連絡するものとする。

（基準地点及び水位観測所）

第6条 運転調整を行う基準地点は枇杷島橋水位観測所(14.4kp)とする。

（基準水位）

第7条 運転調整は庄内川において水位がHWLを越える恐れがある時または枇杷島橋地点において越水又は破堤の恐れがある時(河川管理施設等構造令での最低基準の余裕高を確保した水位を上回る時)に行うものとし、基準水位は、枇杷島橋水位観測所にてT.P. 8.00mとする。

（基準水位の通知及び運転調整の発令）

第8条 基準水位に到達した時、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に、排水ポンプ運転調整の基準水位に達した旨を通知するものとする。

2 庄内川からの越水又は破堤が発生した時、河川管理者は越水又は破堤した地点から上流の排水調整対象ポンプ場の運転を調整する旨、発令するものとする。

(運転調整の解除の通知及び発令)

第9条 第8条第1項の運転調整は、基準地点の水位が基準水位を下回った時、河川管理者から排水ポンプ管理者に排水ポンプの運転調整の解除、もしくは庄内川の水位情報について通知するものとする。

2 第8条第2項の運転調整は、越水又は破堤した地先の応急復旧が完了した時、もしくは庄内川の水位が低下し排水ポンプの運転による水が破堤箇所などからの浸水の恐れがなくなった時は、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に排水ポンプの運転の可能性について発令するものとする。

(新川の排水調整時の運転調整)

第10条 一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っている時、且つ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時には、河川管理者からの通知により、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水ポンプ場は、運転調整を行うものとする。

(操作管理規定への規定及び経過措置)

第11条 この要綱は、庄内川に排水することを目的として設置する排水ポンプ場に定められる操作管理規定に規定するものとする。但し、操作管理規定に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第12条 情報連絡体制は別紙のとおりとするほか、操作に関する記録などは関係機関で更に調整し定めるものとする。

2 本要綱の見直しは、各関係機関で変更の必要が生じた場合に協議の上、行うことができる。

(附則)

第13条 本要綱は平成13年6月1日から施行する。

平成14年6月1日、第6条改定。

平成17年6月1日、第2条、第6条、第7条、第12条改定。

平成26年6月1日、第2条、第6条、第7条改定。

#### 庄内川中下流部及び矢田川に係る排水ポンプ場

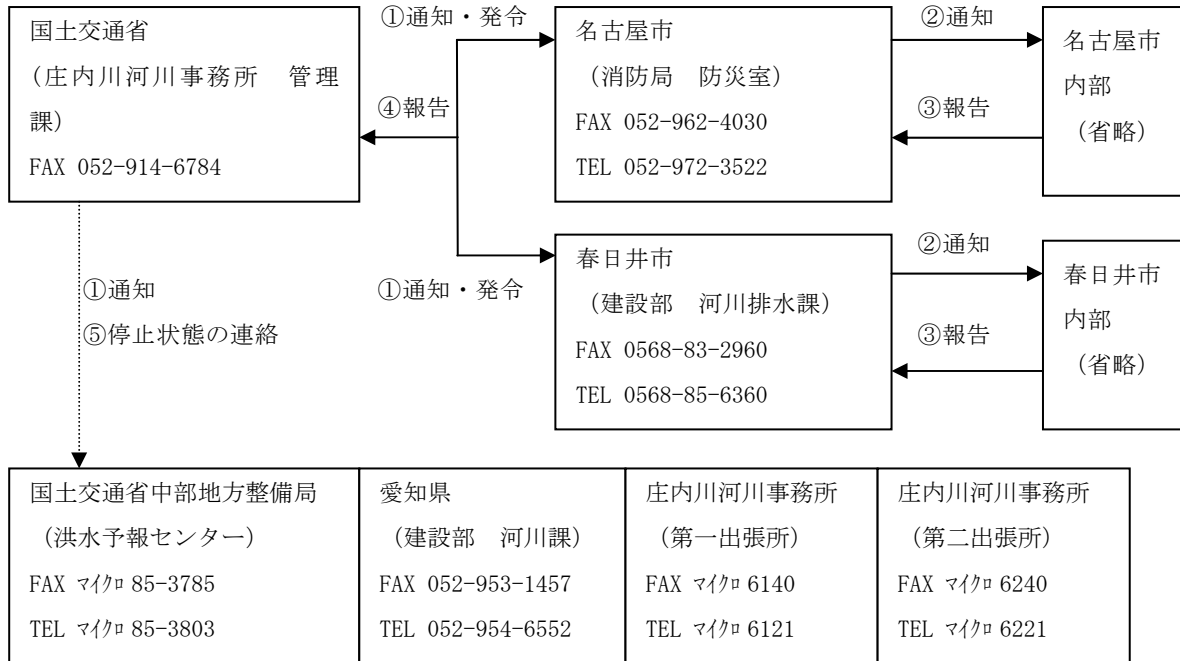
番号	排水ポンプ場名	管理者	排水先河川名・位置 (管理者)	流域・流域変更の別	ポンプ容量 m <sup>3</sup> /s	備考
1	宝神	名古屋市	庄内川 左岸 0.4Km (国)	荒子川から流域変更	43.00	基準地点における運転調整の対象外
2	当知	名古屋市	庄内川 左岸 3.3Km (国)	荒子川から流域変更	12.73	検討中
3	打出	名古屋市	庄内川 左岸 6.2Km (国)	荒子川から流域変更	60.17	検討中
4	岩塚	名古屋市	庄内川 左岸 9.2Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	22.33	検討中
5	中村	名古屋市	庄内川 左岸 11.6Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	36.33	
6	城北	名古屋市	庄内川 左岸 15.4Km (国)	堀川・荒子川・中川運河から変更	14.42	
7	落合	名古屋市	庄内川 右岸 19.4Km (国)	新川から流域変更	17.00	
8	守山	名古屋市	庄内川 左岸 21.3Km (国)	庄内川流域	13.33	
9	川北	名古屋市	庄内川 左岸 24.7Km (国)	庄内川流域	19.67	
10	勝西	春日井市	八田川 左岸 0.4Km (国)	庄内川流域	2.42	
11	南部	春日井市	庄内川 右岸 24.1Km (国)	庄内川流域	14.49	
12	南部暫定	春日井市	庄内川 右岸 26.6Km (国)	庄内川流域	2.80	
13	大留	春日井市	内津川放水路左岸0.1Km (県)	庄内川流域	4.41	
14	福德	名古屋市	矢田川 左岸 0.4Km (国)	堀川から流域変更	25.00	
15	三階橋	名古屋市	矢田川 左岸 4.0Km (国)	堀川から流域変更	30.33	
16	守西	名古屋市	矢田川 右岸 3.9Km (国)	庄内川流域	30.35	
17	宮前	名古屋市	矢田川 左岸 7.1Km (県)	堀川から流域変更	28.33	

＜庄内川排水ポンプ場運転調整連絡系統図＞

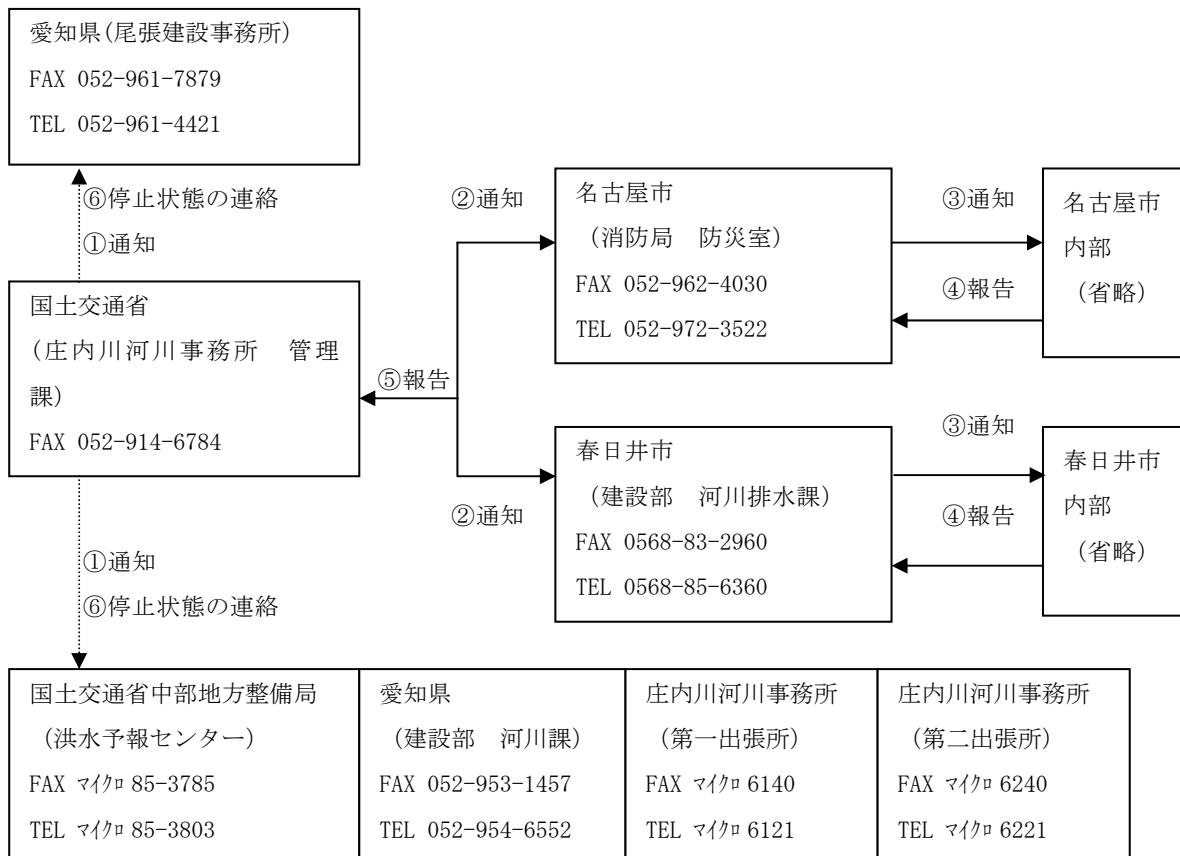
(準備水位の通知)：枇杷島水位 (T. P. 6. 40m)

(基準水位の通知)：枇杷島橋水位 (T. P. 8. 00m)

(その他超過洪水による発令)：庄内川堤防越水・破堤



(新川が排水調整時、かつ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時の通知)



## 2 新川流域排水調整要綱

### (1) 新川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 一級河川庄内川水系新川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機とが存する。
- 二 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 三 河川の整備水準 河川からの越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 四 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 五 排水調整対象流域 基準地点の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 六 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点に対応して分割した流域をいう。
- 七 基準地点 排水調整を判断する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 八 準備水位 基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 九 停止水位 基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- 十 再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠並びに通知及び発令を行う者)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づく措置又は通知をするものとする。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づいて発令する。



(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、一級河川庄内川水系新川及び五条川流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とする。別図第一に三区域の分割を、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 新川下流域 五条川合流点より下流の新川が直接排水を担う流域
- 二 新川上流域 五条川合流点より上流の新川が排水を担う流域
- 三 五条川流域 五条川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、当該区域内の一級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者が、この要綱に基づく措置を講ずるものとする。各単位流域の対象排水機を別表第二に示す。

(基準地点と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点の水位が別表第五に示す準備水位に到達したとき、河川管理者から第五条第二項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 前項に定める準備水位を下回ったときについては、前項に定める排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位に到達したとき、河川管理者から第五条第二項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 新川及び五条川において、停止水位以下の場合で河川からの越水又は破堤が発生したとき、河川管理者は越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機を停止すべき旨を発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(排水調整の解除の通知及び解除の発令)

第九条 第八条第一項の排水調整は、単位流域毎に別表第四に定める基準地点の水位が別表第五に示す再開水位を下回ったとき、河川管理者から当該の単位流域の排水機の管理者に河川水位情報を通知するものとする。ただし、越水または破堤が生じた場合は、次項の定めによるものとする。

2 第八条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所のお急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から排水機の管理者に発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表第六のとおりとする。

(通知及び発令の伝達先)

第十一条 河川管理者は、前条の発令等を関係機関に伝達する。

2 前項の伝達先機関及び伝達方法は、別途設置する新川流域排水調整連絡協議会において定めるものとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十二条 前条の伝達を受けた機関は、排水機の管理者に伝達し周知する。

2 前項の伝達を受けた排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を、伝達した機関に速やかに報告する。

3 前項の報告を受けた機関は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により河川管理者に速やかに報告する。

(他の河川の排水調整)

第十三条 一級河川庄内川の洪水が新川洗堰を越流し、一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っているとき、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水機は排水調整を行うものとする。

(操作規則)

第十四条 第十五条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるものとする。

(経過措置)

第十五条 この要綱は、新川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第十六条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は新川流域総合治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、新川流域総合治水対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

(別表第一：第五条第一項関係) 各単位流域の市町

分割区域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
名古屋市	○	○	
一宮市			○
春日井市		○	
犬山市		○	○
江南市			○
小牧市		○	○
稲沢市			○
岩倉市			○
清須市		○	○
北名古屋市		○	○
あま市	○		○
豊山町		○	
大口町		○	○
扶桑町		○	○
大治町	○		

(別表第二：第五条第二項関係) 各単位流域の排水機一覧

区分	NO.	排水機場名	管理者	位置			集水面積 (km <sup>2</sup> )	現況排水量		備考				
				距離標	左岸	右岸		排水量 (m <sup>3</sup> /s)	比流量 (m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup> )					
新川下流	新川	1	藤前	名古屋市：(上下水道局)	0k100		○	1.08	14.58	13.50	H28.3.31 14.77m <sup>3</sup> /sに増強			
		2	藤高その1	藤高土地改良区	0k900		○	1.32	1.38	1.05				
		3	七島	藤高土地改良区	1k900			○	0.31	0.83	2.68			
		4	福田	名古屋市：(上下水道局)	3k120			○	2.54	16.40	6.46	H27.5.15 17.57m <sup>3</sup> /sに増強 H28.3.31 18.08m <sup>3</sup> /sに増強		
		5	助光	名古屋市：(上下水道局)	5k500	○			1.63	18.33	11.25			
		6	富田	名古屋市：(上下水道局)	6k560			○	2.96	20.25	6.84			
		7	伏屋	名古屋市：(上下水道局)	6k880	○			1.25	11.38	9.10			
		8	万場川東	名古屋市：(緑政土木局)	8k150	○			0.40	4.32	10.80			
		9	万場	名古屋市：(緑政土木局)	8k300			○	0.71	5.40	7.61			
		10	砂子第一	大治町	8k951	○			0.47	1.50	3.19			
		11	三本木	大治町	9k673			○	1.51	3.00	1.99			
		12	八ツ屋第一	大治町	9k994	○			0.28	1.10	3.93			
		13	八ツ屋第二	大治町	10k821	○			0.05	0.21	4.20			
		14	菅津	あま市	11k470			○	1.58	1.60	1.01			
合計							16.09	100.28	6.23					
新川上流	新川	15	下河原ポンプ場	清須市	12k740	○		0.12	0.14	1.17				
		16	土器野ポンプ場	清須市	13k600	○		0.32	5.13	16.03				
		17	二ツ秋ポンプ場	清須市	13k750	○		1.02	5.68	7.35	*17,18,20を一体 として比流量を算出			
		18	芳野ポンプ場(旧)	清須市	13k770	○		二ツ秋の一部	1.20	7.35				
		19	芳野ポンプ場(新)	清須市	13k891							H28.3.31 6.22m <sup>3</sup> /s		
		20	豊田川ポンプ場	清須市	14k000			○	1.67	11.75	7.04			
		21	芳野樋門ポンプ場	清須市	14k308	○		二ツ秋の一部	0.60	7.35	*			
		22	助七ポンプ場	清須市	14k662			○	2.08	6.40	3.07			
		23	小場塚ポンプ場	清須市	14k800	○			2.02	14.40	7.72	22,23を一体として 比流量を算出		
		24	弁天ポンプ場	清須市	14k940	○		小場塚の一部	1.20	7.72				
		25	水場川	河川施設(尾張建設)	16k000			○	11.32	40.00	3.53			
		26	中小田井	名古屋市：(緑政土木局)	16k400	○			1.81	14.15	7.82			
		27	第二平田	名古屋市：(緑政土木局)	16k420			○	0.47	1.00	2.13			
		28	平田処理場	名古屋市：(上下水道局)	16k830			○	2.23	19.67	8.82			
		29	第一平田	名古屋市：(緑政土木局)	17k350	○			0.18	1.00	5.56			
		30	電車川	北名古屋市	17k900	○			0.90	7.50	8.33			
		31	鶴田川	河川施設(尾張建設)	18k000	○			7.10	25.00	3.52			
		32	鶴田川	北名古屋市	18k000	○			0.32	2.17	6.78			
		33	上小田井	名古屋市：(緑政土木局)	18k650	○			3.68	20.97	5.70			
		34	久地野ポンプ場	北名古屋市	19k517			○	0.40	7.42	18.55			
		35	久地野	北名古屋市	19k700			○	1.49	0.68	0.46			
		36	喜惣治	名古屋市：(上下水道局)	20k750			○	2.64	19.67	7.45			
		小計							39.77	205.73	5.17			
		合瀬川	合瀬川	37	高田寺	北名古屋市	0k600		○	0.68	0.84	1.24		
				38	中江川	河川施設(尾張建設)	1k180	○		6.35	25.00	3.94		
				39	自才ポンプ場	小牧市	8k870	○		0.39	1.25	3.20		
				小計							7.42	27.09	3.65	
		大山川	大山川	40	久田良木川	準用河川施設(豊山町)	0k750	○		4.80	9.90	2.06		
				小計							4.80	9.90	2.06	
		合計							51.99	242.72	4.67			
		五条川	五条川	41	中菅津	あま市	0k450		○	0.53	0.50	0.94		
				42	堀江ポンプ場	清須市	0k740	○		0.89	5.75	6.46		
				43	上菅津	あま市	0k850			○	0.79	0.33	0.42	
				44	梶村	あま市	2k000			○	0.31	4.00	12.90	
				45	西清洲ポンプ場	清須市	3k400			○	0.10	0.42	4.20	
				46	古城ポンプ場	清須市	3k800			○	0.08	1.50	18.75	
47	春日			清須市	4k962			○	1.68	2.53	1.51			
48	春日第二			清須市	6k307			○	0.60	1.17	1.95			
49	下津			稲沢市	7k540			○	4.75	7.64	1.61			
50	五日市場			一宮市	8k900			○	2.97	6.00	2.02			
51	伝法寺			一宮市	9k600			○	0.03	0.70	25.74			
52	鍛冶ヶー色調整池			北名古屋市	10k083	○			0.51	0.56	1.10			
53	北島			岩倉市	10k200			○	0.14	2.80	19.44			
54	野寄			岩倉市	10k300			○	0.21	3.00	14.42			
55	川井			岩倉市	10k500			○	0.56	0.75	1.33			
56	大山寺			岩倉市	12k080			○	0.16	1.75	10.87			
57	曾野			岩倉市	13k700			○	0.13	0.50	3.76			
小計							14.45	39.90	2.76					
巾下川	巾下川			58	藤島	小牧市	0k040	○		0.58	3.00	5.17		
				59	小木	小牧市	0k500	○		4.51	3.30	0.73		
				60	大市場	岩倉市	6k600			○	0.32	4.60	14.38	
小計							5.41	10.90	2.01					
矢戸川	矢戸川			61	東町	岩倉市	1k000		○	0.32	0.50	1.56		
				小計							0.32	0.50	1.56	
青木川	青木川			62	小山	一宮市	5k880		○	0.04	0.13	3.56		
				63	下浅野	一宮市	普通河川0k486		○	0.68	0.70	1.03	新般若井筋	
				小計							0.72	0.83	1.16	
緑葉川	緑葉川			64	猿海道	一宮市	1k000		○	0.40	0.25	0.63		
				65	猿海道第二	一宮市	1k075		○	0.15	0.50	3.33		
				66	あすら	一宮市	1k350	○		0.07	0.40	5.71		
				67	猿海道第三	一宮市	1k393			○	0.04	0.31	7.75	
		小計							0.66	1.46	2.21			
合計							21.48	53.583	2.49					
総合計							89.56	396.58	4.43					

(別表第三：第六条第一項、第九条第一項関係) 基準地点

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所
位置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸
設置場所	名古屋市中川区下之一色町三角	清須市阿原	清須市春日振形 127-1
管理者	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所

(別表第四：第六条第二項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		
		下之一色	水場川外水位	春日
排水調整 対象流域	新川下流域	●	—	—
	新川上流域	●	●	—
	五条川流域	●	—	●

(別表第五：第五条第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項関係) 各基準地点の基準水位

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準地点	下之一色	水場川外水位	春日
準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m
停止水位	TP2.90m	TP5.20m	TP5.40m
再開水位	TP2.70m	TP5.00m	TP5.20m

(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十二条関係) 伝達様式一覧

伝達内容	条 項	基 準 地 点			排水調整報告
		下之一色	水場川外水位	春日	
準備	第七条	第一項	様式 1 - 1	様式 1 - 2	様式 1 - 3
		第二項	様式 1 - 4		
停止	第八条	第一項	様式 2 - 1	様式 2 - 2	様式 2 - 3
		第二項	様式 2 - 4		
					様式 4

伝達内容	条 項	基 準 地 点			排水調整報告
		下之一色	下之一色	下之一色	
解除	第九条	第一項	様式 3 - 1	様式 3 - 2	様式 3 - 3
		第二項	様式 3 - 4		
					様式 4

受報時間	受報者
月 日時 分	

別紙 様式 1 - 1

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

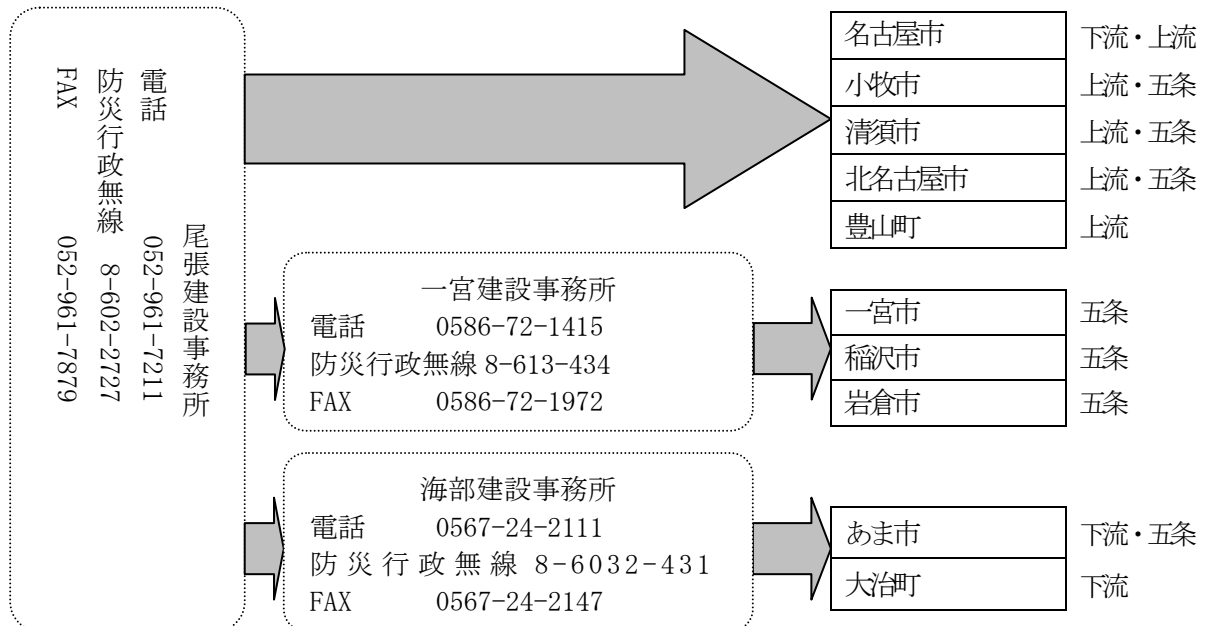
河川管理者  
愛知県知事 大村秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止準備水位 T. P. 2. 20m に達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)です。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-2

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

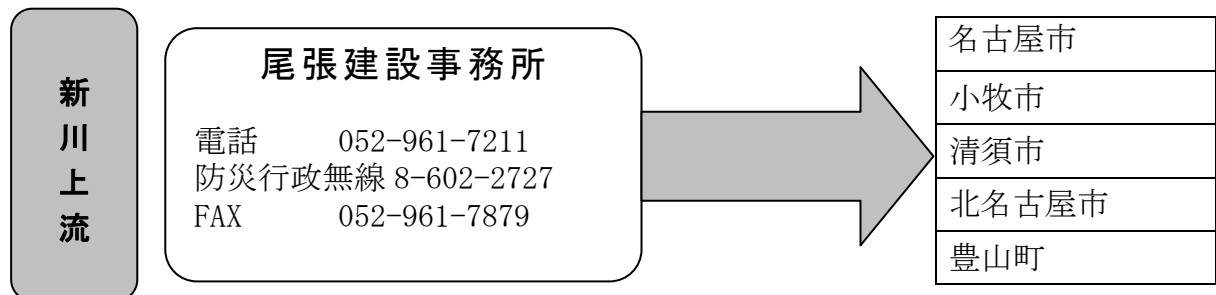
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止準備水位T.P. 3.90mに達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、新川上流域です。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 次の機関は発報確認をしてください。





受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1 - 3

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

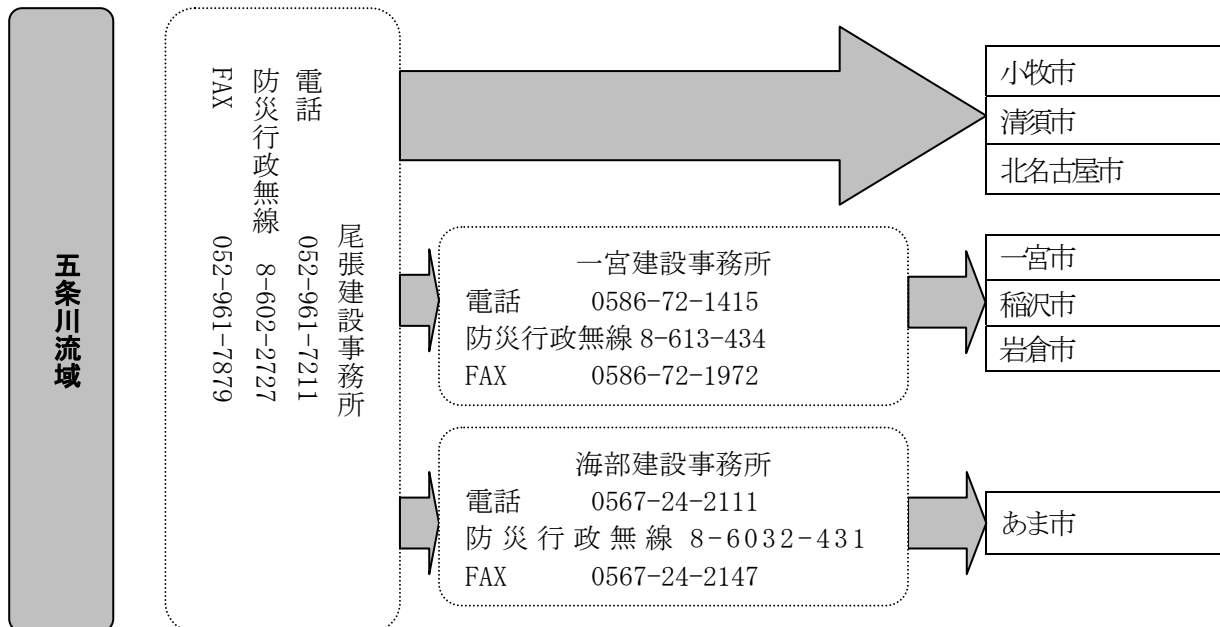
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止準備水位 T. P. 4. 6 0 m に達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、五条川流域です。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注 1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1 - 4

緊急連絡第 \_\_\_\_ 号

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分 発表

関係機関 殿

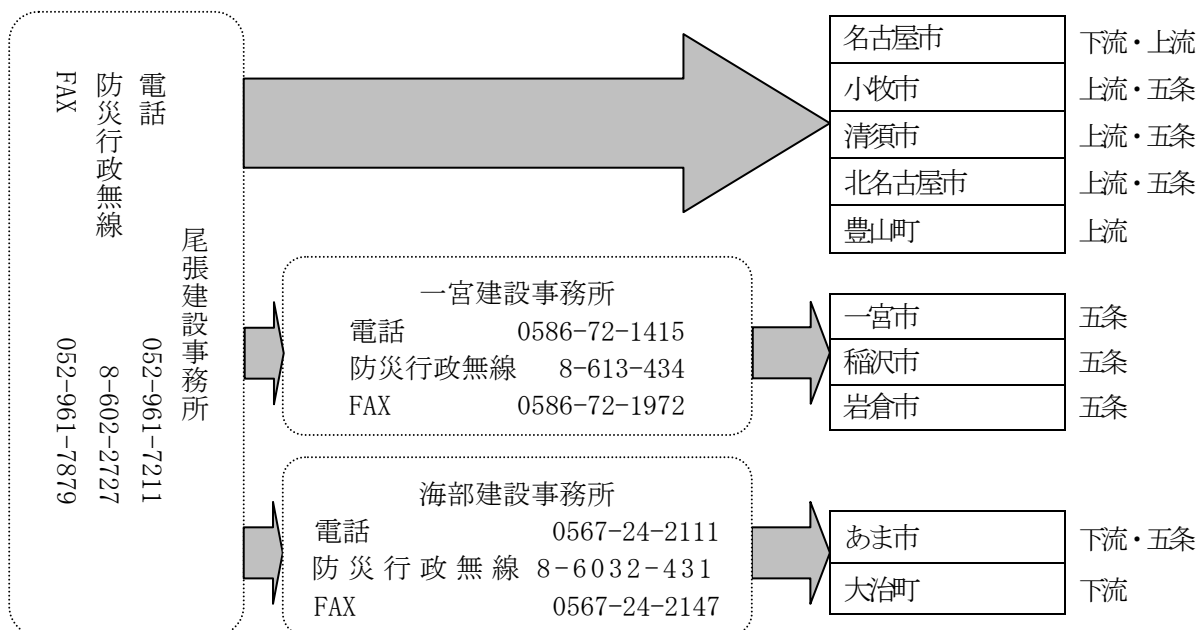
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位に係る通知

1. 〔・新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所  
・新川上流域排水調整基準点・水場川(外粒)水位観測所  
・五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所〕の水位が
2. 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分に
3. 排水停止準備水位〔・T. P. 2. 2 0 m(新川下流域)  
・T. P. 3. 9 0 m(新川上流域)  
・T. P. 4. 6 0 m(五条川流域)〕を
4. 下回りました。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2-1

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

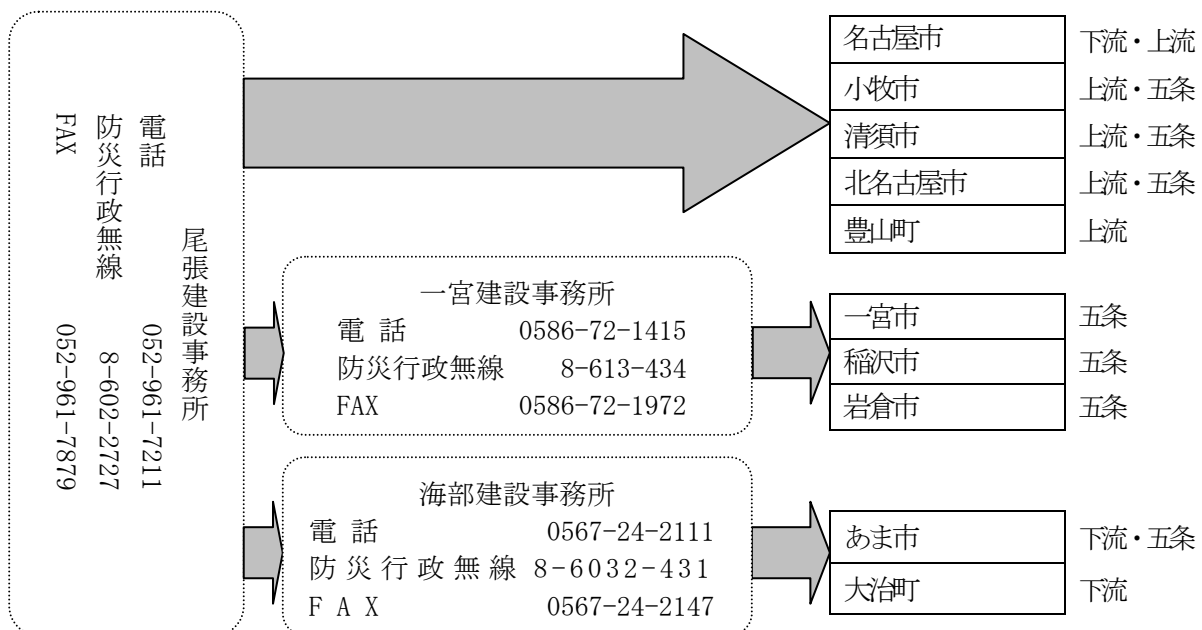
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止水位の通知

- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止水位 T. P. 2.90m に達しました。
- 4 排水停止対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注 1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式 4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2 - 2

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

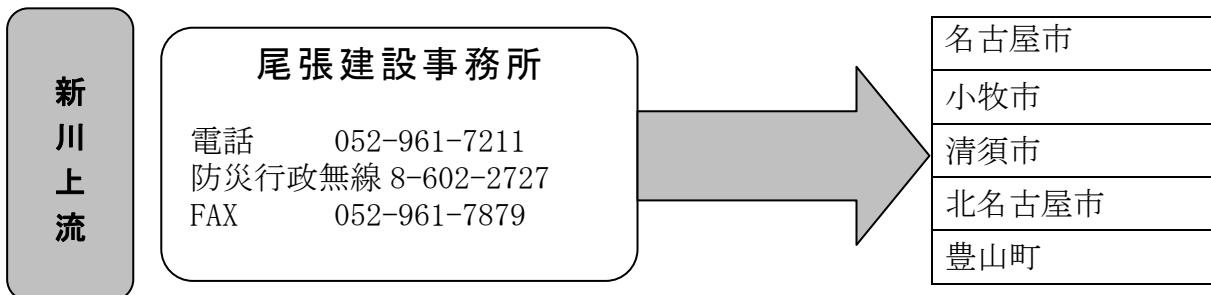
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止水位の通知

- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止水位T. P. 5. 20mに達しました。
- 4 排水停止対象流域は、新川上流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2 - 3

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

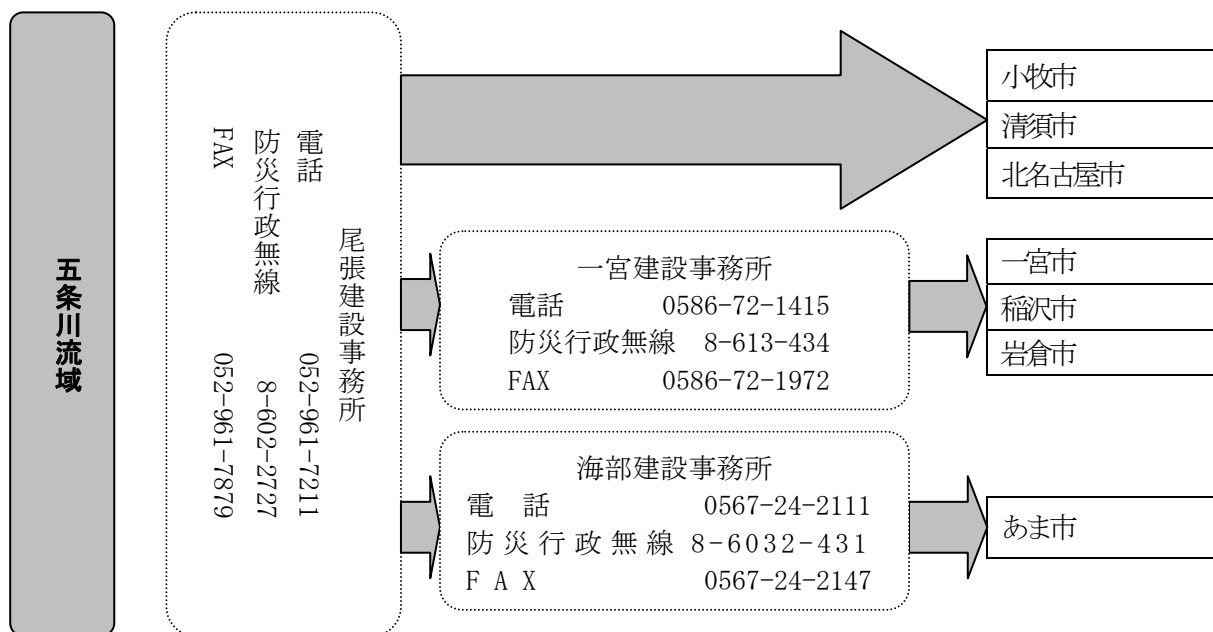
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止水位の通知

- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止水位T. P. 5. 4 0 mに達しました。
- 4 排水停止対象流域は、五条川流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2 - 4

## 緊急指令第 \_\_\_\_ 号

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

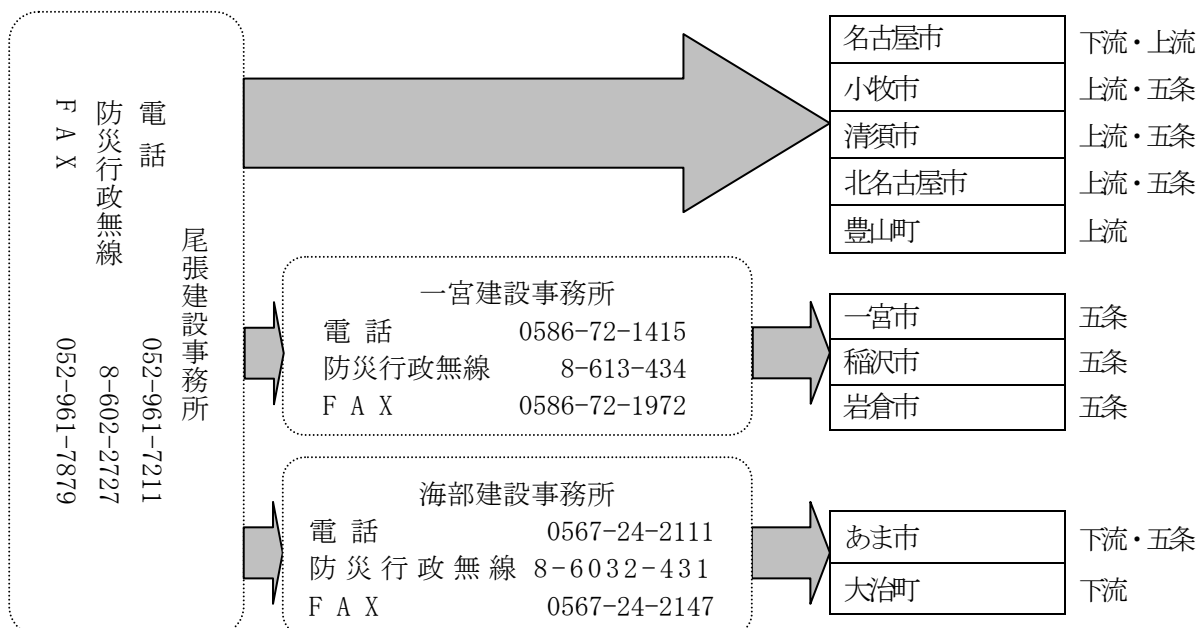
### 新川流域の排水停止について

- 1 \_\_\_\_ 川 \_\_\_\_ 地先 \_\_\_\_ において
- 2 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分頃
- 3 越水 ・ 破堤 しましたので
- 4 

新川下流域の 新川上流域の 五条川流域の	から上流	から上流 から上流	の、
----------------------------	------	--------------	----
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注 1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3 - 1

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

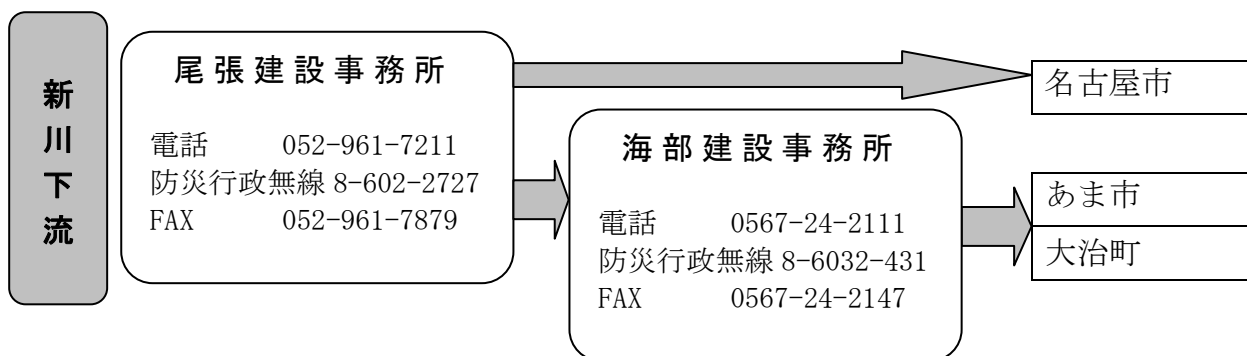
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水再開水位の通知

- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水再開水位 T. P. 2. 7 0 m に下回りました。
- 4 排水再開対象流域は、新川下流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注 1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式 4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-2

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

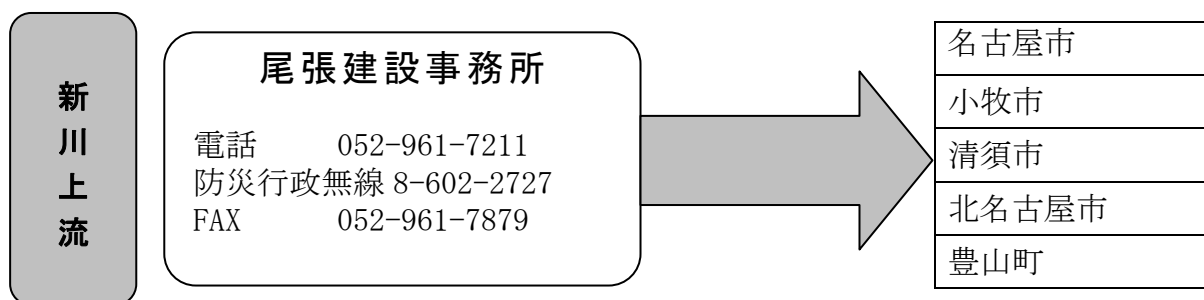
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水再開水位の通知

- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水再開水位T. P. 5. 0 0 mを下回りました。
- 4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も
- 5 排水再開水位T. P. 2. 7 0 mに下回っています。
- 6 排水再開対象流域は、新川上流域です。
- 7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。





受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3 - 3

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

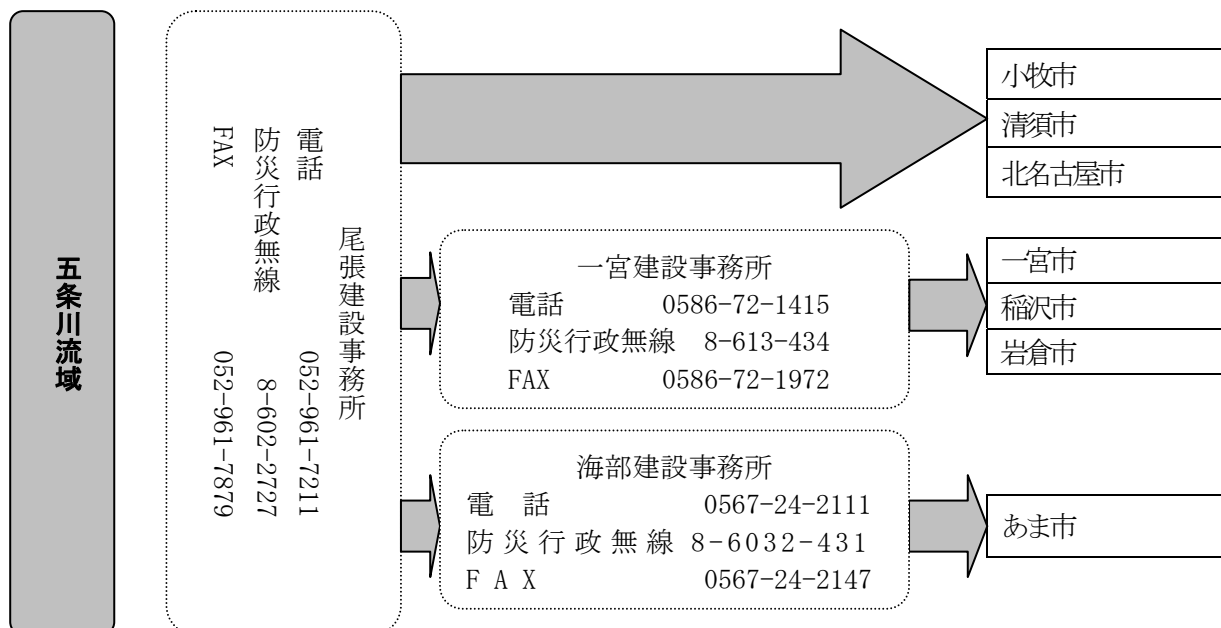
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水再開水位の通知

- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水再開水位 T. P. 5. 20m を下回りました。
- 4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も
- 5 排水再開水位 T. P. 2. 70m に下回っています。
- 6 排水再開対象流域は、五条川流域です。
- 7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注 1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式 4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-4

## 緊急指令第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

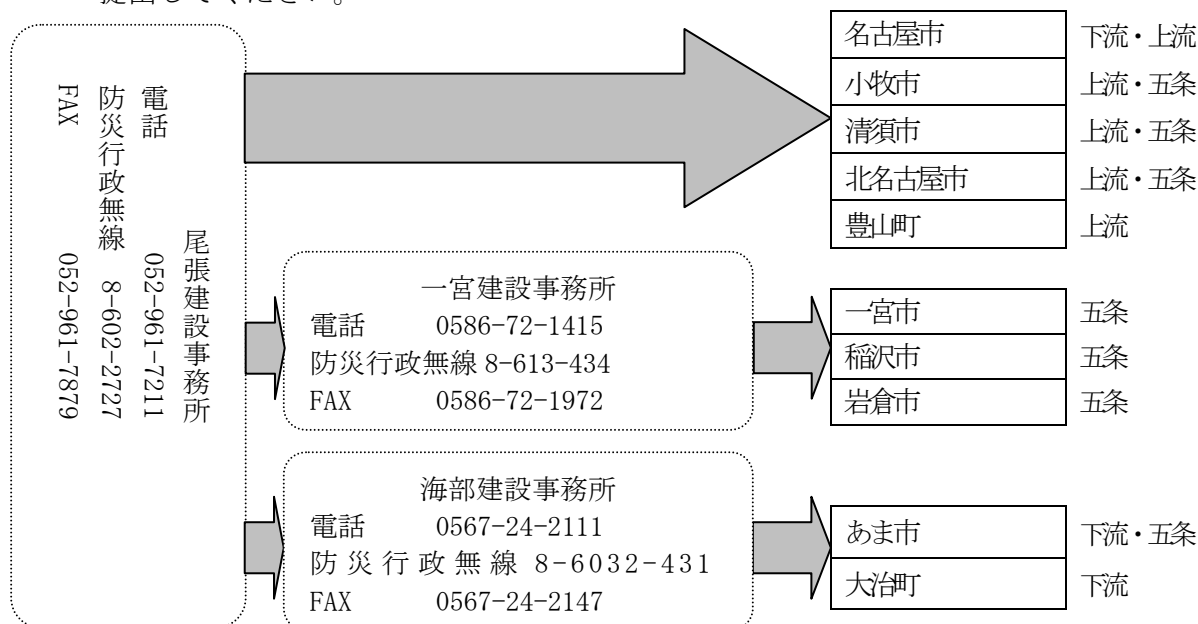
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 新川流域の排水停止の解除について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 新川下流域の \_\_\_\_\_ から上流  
新川上流域の \_\_\_\_\_ から上流 の、  
五条川流域の \_\_\_\_\_ から上流
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



河川管理者愛知県知事 殿

排水機管理者 長

新川流域の排水機調整状況について(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
新川下流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
新川上流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
五条川流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 市役所(町・村役場) 課 氏名  
 連絡先 電話番号

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、新川流域排水調整要綱別表第2の記載と一致させること。  
 2 報告担当者連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。  
 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

## (2) 新川流域排水調整連絡協議会設置要綱

### (目的)

第一条 一級河川庄内川水系新川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「新川流域排水調整要綱」（平成13年6月1日制定）に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整（以下「排水調整」という）を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に新川流域排水調整連絡協議会（以下「連絡協議会」という）を設置する。

### (連絡協議会の職務)

第二条 連絡協議会は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

### (組織)

第三条 連絡協議会は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡協議会には、会長を置く。
- 3 連絡協議会には事務局を置く。

### (会長)

第四条 連絡協議会の会長は、愛知県建設部河川課長とする。

- 2 会長に事故があるときは、事務局が指名する連絡協議会の行政機関が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

### (連絡協議会の開催)

第五条 連絡協議会の開催は、会長が招集する。

### (事務局)

第六条 連絡協議会の事務局は、愛知県建設部河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡協議会の会務を処理する。

### (雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡協議会において定めた事項は、地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

### 附 則

この要綱は平成13年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

<別表>

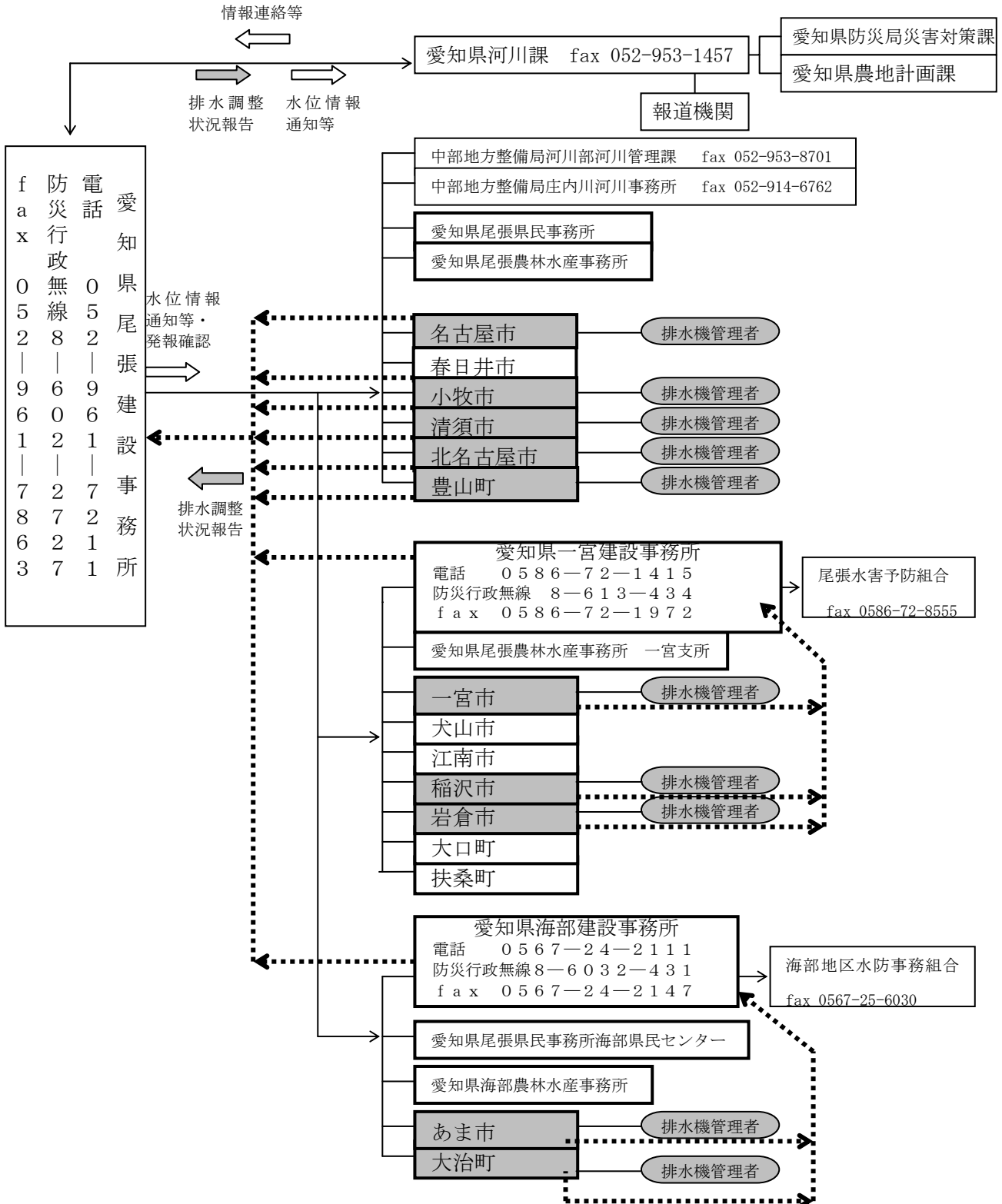
機関	部局	官職
国土交通省	中部地方整備局河川部	河川管理課長
	庄内川河川事務所	管理課長
愛知県	防災局	災害対策課長
	農林水産部 農林基盤担当 当局	農地計画課長
	建設部	河川課長
	尾張県民事務所	主務課長
	尾張県民事務所 海部県 民センター	同上
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	同上
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
春日井市	同上	同上
犬山市	同上	同上
江南市	同上	同上
小牧市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
岩倉市	同上	同上
清須市	同上	同上
北名古屋市	同上	同上
あま市	同上	同上
豊山町	同上	同上
大口町	同上	同上
扶桑町	同上	同上
大治町	同上	同上
尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

新川流域の流域別排水調整の通知・伝達系統図

<新川下流域（下之一色水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

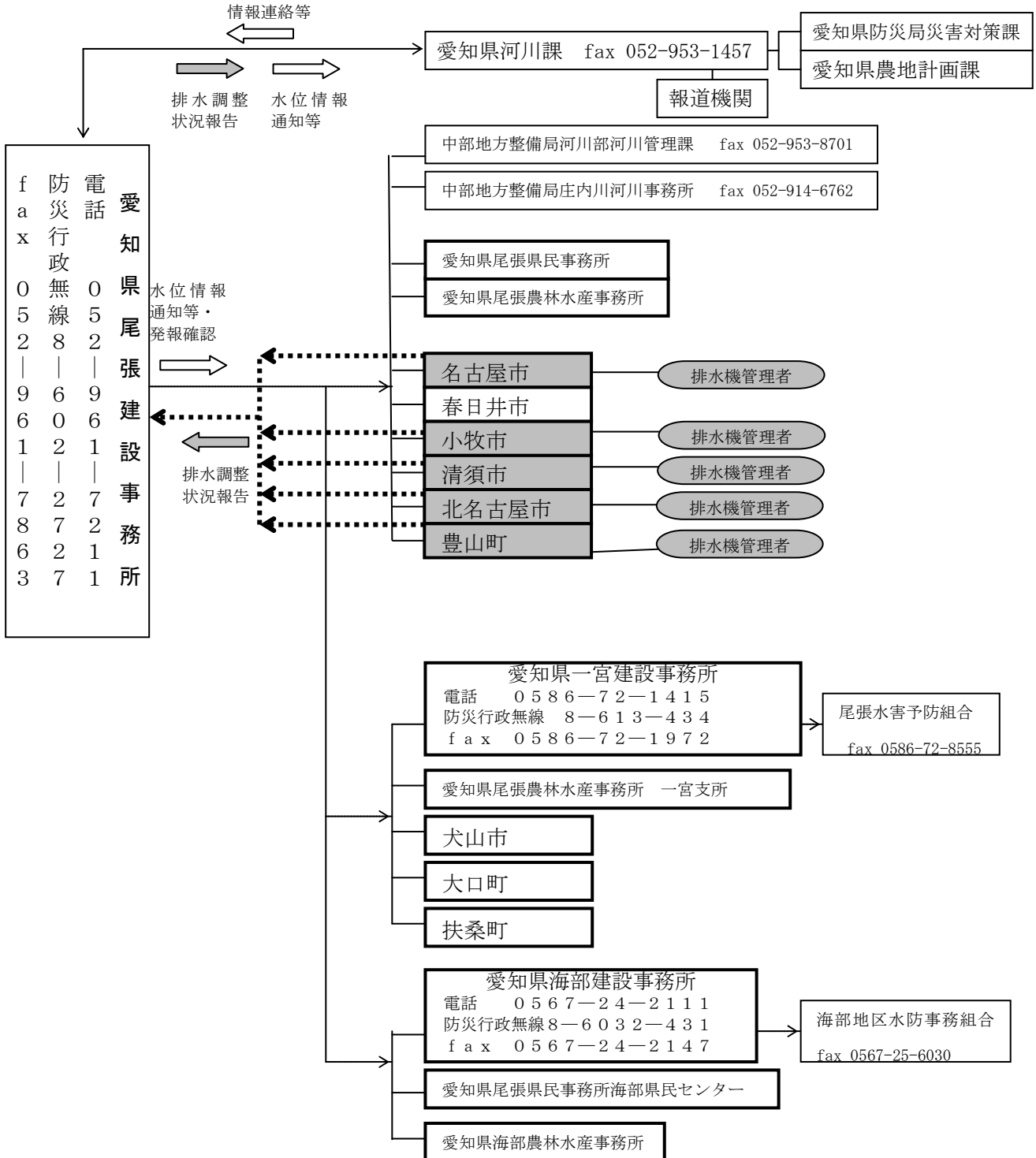


例 水位情報通知は尾張建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、排水機がある市町に対して管轄する一宮建設事務所が行い、尾張建設事務所へ報告する。排水状況報告も同じ経路とする。

<新川上流域（水場川外水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

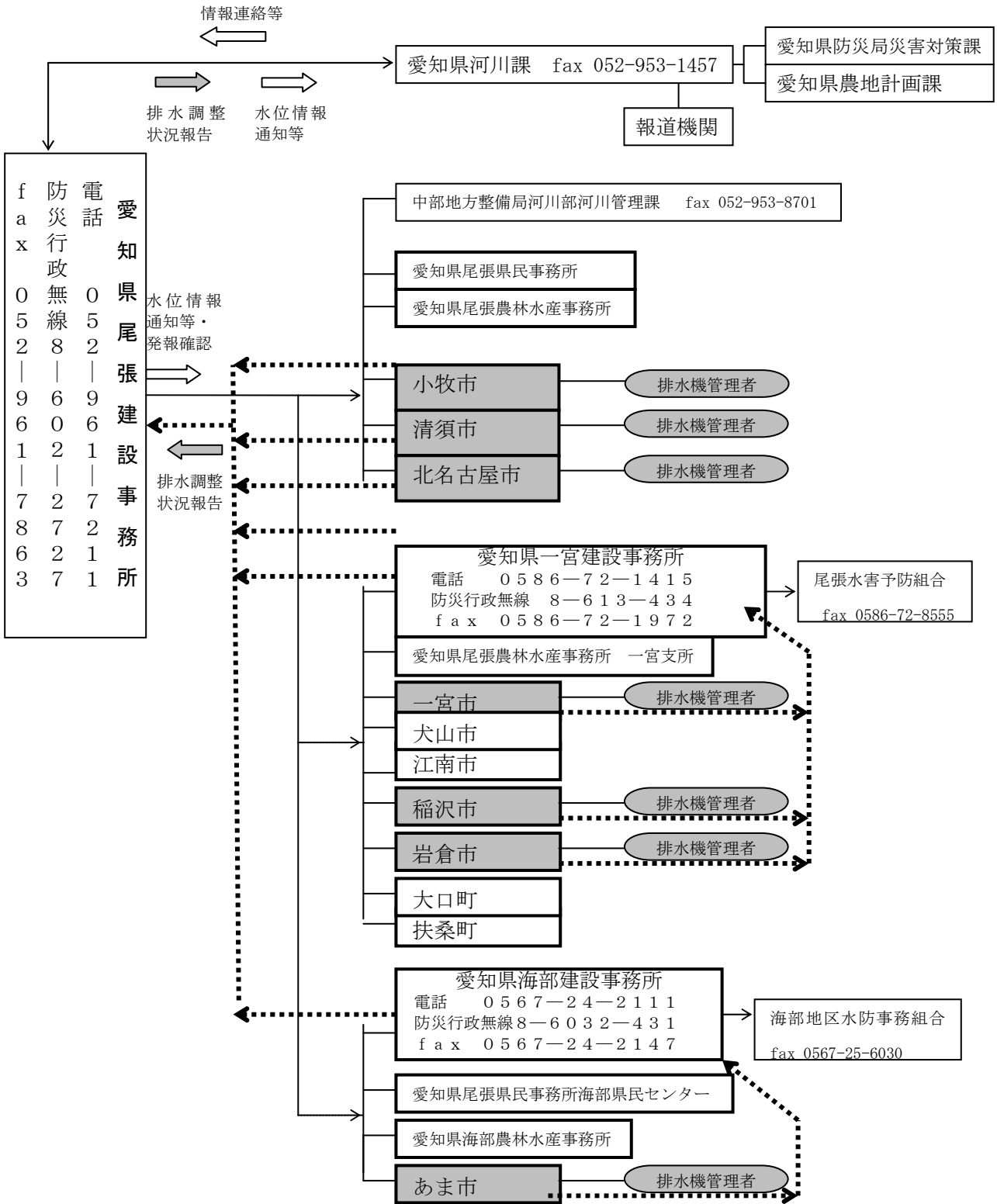
■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



<五条川流域（春日水位観測所）>

の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。





### 3 日光川流域排水調整要綱

#### (1) 日光川流域排水調整要綱

##### (排水調整の目的)

第一条 昭和52年9月1日に施行された「日光川水系排水対策調整連絡会議要綱」の趣旨に基づき、二級河川日光川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、実施するものである。

##### (用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 河川管理者 二級河川日光川（以下「日光川」という。）の河川管理者をいう。
- 二 戸田川管理者 二級河川戸田川の河川管理者をいう。
- 三 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機（日光川の河口に設置した排水機及び一級河川木曾川等他流域に排水する排水機を除く。）並びに河川管理者以外の者が管理する内水排水機とを含む。
- 四 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 五 河川の整備水準 河川から越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 六 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 七 排水調整対象流域 基準地点又は副基準地点（以下「基準地点等」という。）の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 八 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点等に対応して分割した流域をいう。
- 九 関係機関 別途定める「日光川流域排水対策調整連絡会議要綱」において掲げる行政機関等をいう。
- 十 基準地点 日光川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十一 副基準地点 日光川の支川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十二 準備水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 十三 停止水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- 十四 排水再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下

回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠等)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者又は戸田川管理者（以下「河川管理者等」という。）においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて措置又は通知を実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合は河川管理者が排水調整を発令する。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川日光川水系の全流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とし、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 日光川下流域 西尾張中央道（新日光川橋）より下流の日光川が排水を担う流域
- 二 日光川上流域 西尾張中央道（新日光川橋）より上流の日光川が排水を担う流域
- 三 戸田川流域 戸田川排水機場より上流の戸田川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、前項に定める流域内の二級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置をとるものとする。なお、各単位流域の対象排水機は別表第二のとおりとする。

(基準地点等と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点等は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点等に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点等の水位が別表第五に示す準備水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、関係機関のうち通知を受けた第五条第1項各号に定める単位流域内の該当市町村（以下「単位流域内の該当市町村」という。）は同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者（以下「排水機の管理者」という。）に伝達するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点等の水位が別表第五に示す停止水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者に伝達するものとする。

2 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位以下の場合であっても、別図に示す日光川の地点において河川からの越水又は破堤が発生したときは、河川管理者は関係機関へ排水機を停止すべき旨を発令するものとし、流域（戸田川流域を除く。）内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除等の通知及び発令)

第九条 前条第一項の排水調整を実施したときに、基準地点等の水位が別表第五に示す排水再開水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へその旨を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

2 第七条に定める準備水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は排水機の管理者に伝達するものとする。

3 前条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所ので急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機を運転しても破堤箇所等からの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から関係機関へその旨を通知するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の通知等の内容は、別表第六のとおりとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十一条 第七条から第九条までに定める通知又は発令を市町村から伝達された排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を当該市町村に速やかに報告する。

2 前項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、当該市町村を管轄する河川管理者に速やかに報告するものとする。

3 戸田川流域については、第1項の報告を受けた戸田川管理者は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、河川管理者に速やかに報告するものとする。

(通知等の方法)

第十二条 第七条から第九条まで、及び第十一条に定める通知及び伝達等の方法は、別途設置する日光川流域排水対策調整連絡会議において定めるものとする。

(操作規則の制定)

第十三条 各排水機管理者は、排水調整の内容を明記した操作規則を制定し、二級河川及び準用河川に存する排水機に係るものにあつては法第二十六条第一項の規定による許可を受けるものとする。

2 前項に定める操作規則には、各排水機の排水地点の上下流において越水又は破堤のおそれがある場合の排水調整の実施についても明記するものとする。

(操作規則の位置付け)

第十四条 この要綱は、日光川流域の各河川に排水することを目的として設置される全ての排水機について定められる操作規則において位置付けるものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則が改定されるまでの間に行われる操作についてもこの要綱の規定によるものとする。

(雑則)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、排水調整に関し必要な事項は関係市町村の長(名古屋市は副市長)及び県関係部局長で構成する日光川流域治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又は河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化により、この要綱を変更する必要がある場合には、日光川流

域治水対策協議会に諮り、変更するものとする。

ただし、別表第二の対象排水機場の新設、廃止、更新等による変更については、日光川流域治水対策協議会の幹事（市町村）への書面による確認の上で変更できるものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

なお、昭和52年9月1日施行の日光川水系排水対策調整連絡会議要綱はこの要綱の施行の日に廃止する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年3月6日から施行する。

(別表第一：第五条第1項関係) 各単位流域の市町村

分割区域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
名古屋市	○		○
一宮市		○	
津島市		○	
稲沢市		○	
愛西市		○	
弥富市	○		
あま市	○	○	
大治町	○		
蟹江町	○	○	
飛島村	○		

(別表第二:第五條第2項關係) 日光川流域の排水機一覽

区分	No.	機場名	所在地	※市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)
							距離標	左岸	右岸	
下流	1	東小川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川 (準用東小川)	-3k552	○		14.60
下流	2	戸田川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川	-3k100	○		50.00
下流	3	工場排水	名古屋市	名古屋市	名古屋中川金属団地 協同組合	日光川	-2k600	○		0.94
下流	4	新茶屋	名古屋市	名古屋市	茶屋後土地改良区	日光川	-1k400	○		3.70
下流	5	福田川 <福田前新田>	名古屋市	名古屋市	福田悪水土地改良区	日光川	-0k800	○		90.00
下流	6	協和	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	-0k800	○		1.60
下流	7	福田前第2	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	-0k275	○		0.17
下流	8	蟹江	名古屋市	-	愛知県(建設)	日光川	-0k200	○		52.00
下流	9	福屋	名古屋市	名古屋市	西福田土地改良区	福田川	0k800	○		0.70
下流	10	井箱	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	福田川	1k600		○	0.16
下流	11	福屋第一	名古屋市	名古屋市	福田川排水対策協議会	福田川	1k800	○		2.30
下流	12	千音寺	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k100	○		0.13
下流	13	名西団地	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k900	○		0.50
下流	14	西福田第2	名古屋市	名古屋市	協和地区湛水防除協議会	蟹江川	0k000	○		0.87
戸田	15	小川	名古屋市	名古屋市	小川土地改良区	戸田川	0k050		○	0.54
戸田	16	海東南<海東>	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	2k300		○	0.47
戸田	17	海東北<蔵前>	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	3k100		○	0.24
戸田	18	富永	名古屋市	名古屋市	富田町土地改良区	戸田川	4k500		○	1.36
戸田	19	水里	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	5k150		○	8.40
戸田	20	戸田	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	6k900		○	16.34
小計										245.02
上流	21	新堀川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川 (準用新堀川)	19k300	○		20.00
上流	22	玉野	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	20k050		○	4.67
上流	23	萩原	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k050	○		0.60
上流	24	稔川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k500	○		4.80
上流	25	小信	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	22k300		○	12.16
上流	26	三条	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	23k700		○	14.30
小計										56.53

区分	No.	機場名	所在地	※市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)
							距離標	左岸	右岸	
上流	27	十三沖永神明	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	4k800	○		18.90
上流	28	市場(新)	津島市	津島市	日光川西悪水土地改良区	日光川	5k800		○	7.29
上流	29	市場(旧)	津島市	津島市	日光川西悪水土地改良区	日光川	5k800		○	4.30
上流	30	十三沖永越津	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	7k200	○		11.30
上流	31	越津	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	7k200	○		4.17
上流	32	古瀬	津島市	愛西市	愛西市	目比川	0k500		○	3.28
上流	33	五八	津島市	津島市	五八悪水土地改良区	目比川	1k200	○		4.90
上流	34	葉苺(西)	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	目比川	1k300		○	0.11
上流	35	葉苺(東)	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	目比川	1k300	○		0.14
上流	36	五八第2	津島市	津島市	五八悪水土地改良区	目比川	1k700	○		5.15
上流	37	又吉	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	1k500	○		0.10
上流	38	向島	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100	○		2.44
上流	39	向島第2	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100		○	4.30
小計										66.38
上流	40	城西	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k550		○	0.26
上流	41	黒田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	10k600	○		5.00
上流	42	嫁振	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k800		○	0.32
上流	43	宮浦	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	11k400		○	2.20
上流	44	平和	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	11k500	○		5.80
上流	45	半六	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	11k690	○		1.50
上流	46	下起	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	12k200		○	0.04
上流	47	西光坊	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	12k480	○		0.76
上流	48	西光坊	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	12k750		○	0.22
上流	49	西光坊上	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	13k625	○		0.60
上流	50	丸渕	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	14k100		○	2.83
上流	51	片原一色	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	15k470	○		1.20
上流	52	三宅川	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	1k500	○		2.05
上流	53	中三宅	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	2k500		○	0.33
上流	54	井堀	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	3k600	○		2.30
上流	55	須ヶ谷東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	3k600		○	1.43
上流	56	儀長東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	4k950	○		0.10

区分	No.	機場名	所在地	※市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)
							距離標	左岸	右岸	
上流	57	儀長	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	5k300		○	1.20
上流	58	三ヶ月	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k300	○		2.20
上流	59	平六	稲沢市	稲沢市	稲沢市建設部土木課	領内川	0k300		○	0.47
上流	60	六輪見取	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k400		○	0.07
上流	61	塩川第1 〈塩川〉	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k600	○		0.31
上流	62	塩川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800	○		0.23
上流	63	六輪第1 〈六輪〉	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.23
上流	64	六輪第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.83
上流	65	須ヶ脇第3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k100	○		0.30
上流	66	五ツ屋第3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k272	○		0.05
上流	67	五ツ屋	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k300	○		0.16
上流	68	五ツ屋第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		0.37
上流	69	甲新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		3.50
上流	70	牧川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	6k885		○	3.50
上流	71	二俣	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		3.70
上流	72	流新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100		○	0.12
上流	73	下川原	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		0.37
上流	74	牧川第1	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k800		○	4.24
上流	75	光堂川第1	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	0k450		○	1.50
上流	76	光堂川第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	1k200		○	1.30
上流	77	千代田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100		○	6.00
上流	78	千代田第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100	○		14.30
上流	79	千代田第3	あま市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100		○	0.10
小計										71.99
上流	80	目比川河口	愛西市	愛西市	目比川流域排水対策協議会	日光川	8k800	○		30.00
上流	81	勝幡	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	日光川	10k000	○		4.33
上流	82	淵高	愛西市	愛西市	愛西市	日光川	13k000		○	0.32
上流	83	千引	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k300		○	0.15
上流	84	佐折	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k700		○	0.10
上流	85	源佐	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	2k400		○	0.15
上流	86	大縄場	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	三宅川	0k100	○		0.11
上流	87	根高	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k700		○	7.00



区分	No.	機場名	所在地	※市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)
							距離標	左岸	右岸	
上流	88	根高第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800		○	7.00
上流	89	五軒家	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k900		○	0.65
上流	90	須ヶ脇第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k208	○		0.70
上流	91	須ヶ脇第1 〈須ヶ脇〉	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k250	○		2.52
上流	92	元足立	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k250	○		
上流	93	草平	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k450		○	0.12
上流	94	川田	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k550		○	0.80
上流	95	阿原	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		0.33
上流	96	西川端	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		2.75
上流	97	西川端第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		5.00
上流	98	鷹場	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k500		○	2.40
上流	99	鷹場第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k500		○	3.00
上流	100	上兼	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k200	○		0.12
上流	101	開治	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600		○	3.00
上流	102	開治第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600		○	1.20
上流	103	杵ノ戸	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k900	○		0.05
上流	104	下東川	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k607		○	0.45
上流	105	東川〈野田〉	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	2.30
上流	106	八開	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	0.70
上流	107	八開第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	1.20
小計										76.45
下流	108	大神場第1	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	3.70
下流	109	大神場第2	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	2.21
下流	110	六箇	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k800	○		3.10
下流	111	新孫宝	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	28.00
下流	112	孫宝第2	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	19.80
小計										56.81
下流	113	土吐川	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川 (普通土吐川)	9k600		○	5.00
下流	114	小切戸 〈小切戸1〉	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700	○		3.64
下流	115	小切戸第2	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700	○		2.56
下流	116	鯨橋	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	4k750	○		1.84

区分	No.	機場名	所在地	※市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)
							距離標	左岸	右岸	
下流	117	鷹居	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	5k300	○		2.97
下流	118	神尾	あま市	あま市	蟹江大滞悪水土地改良区	蟹江川	5k600		○	0.65
下流	119	四ヶ村	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	6k400	○		0.92
下流	120	秋竹	あま市	あま市	秋竹排水機組合	小切戸川	3k200	○		0.91
下流	121	篠田	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	8k200	○		14.00
下流	122	篠田第2	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	9k350	○		10.70
下流	123	木田	あま市	あま市	木田排水機組合	蟹江川	9k500		○	1.70
上流	124	蜂須賀	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k500	○		1.90
上流	125	花ノ木	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k600		○	0.31
下流	126	甚目寺第1	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	9k600		○	1.70
下流	127	新居屋橋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k120	○		0.075
下流	128	甚目寺第3	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k400		○	1.75
下流	129	新居屋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k400		○	0.23
下流	130	甚目寺第2	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k660	○		3.35
小計										54.21
下流	131	西條	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	7k300	○		2.56
下流	132	西條第1	大治町	大治町	大治町	福田川	7k300	○		1.64
下流	133	西條第3	大治町	大治町	大治町	福田川	7k550	○		1.50
下流	134	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		5.18
下流	135	小切戸西条	大治町	大治町	小切戸湛水防除事業協議会	福田川	8k300	○		
下流	136	円楽寺	大治町	大治町	大治町	福田川	8k300	○		1.07
下流	137	円楽寺第2	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		3.02
下流	138	小切戸排水機場	大治町	—	愛知県(建設)	福田川	8k800	○		7.30
小計										22.27
下流	139	鍋蓋新田(二)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋水利組合	日光川	-1k000		○	0.32
下流	140	蟹江大滞	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k400	○		9.00
下流	141	蟹江大滞第3	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k400	○		9.00
下流	142	大海用	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k700	○		0.20
上流	143	大膳	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	日光川	2k200		○	2.74
上流	144	観音寺	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	3k300	○		6.25
下流	145	鍋蓋新田(三)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋地区湛水防除協議会	善太川	0k000	○		1.40

区分	No.	機場名	所在地	※市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)
							距離標	左岸	右岸	
下流	146	善太新	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000		○	23.49
下流	147	善太第3	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000		○	10.90
下流	148	善太第2	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○		13.00
下流	149	舟入	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	0k950	○		1.10
下流	150	本町舟入(一)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k000	○		0.69
下流	151	本町舟入(二)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2k000	○		
下流	152	本町舟入(三)	蟹江町	蟹江町	舟入地区湛水防除協議会	蟹江川	2k000	○		1.48
下流	153	本町舟入(四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2k000	○		2.50
下流	154	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	3k000	○		1.50
下流	155	須成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3k600	○		3.20
下流	156	蟹宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3k600	○		2.01
小計										88.78
下流	157	両郷	飛島村	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-4k000		○	0.44
下流	158	服岡	飛島村	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-2k000		○	4.10
小計										4.54
合計										0.00

※市町村とは、第7条に規定する「単位流域内の該当市町村」を言う。

(別表第三：第六条第1項関係) 基準地点

単位流域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
基準地点等	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
位置	日光川 -4k/800	日光川 9k/800	戸田川 1k/050
設置場所	海部郡飛島村大字 梅之郷字宮東 日光川排水機場	愛西市古瀬町村前14 番地先	名古屋市港区南陽町 大字茶屋後新田 字二ノ割 1275
管理者	愛知県海部建設事務所	愛知県海部建設事務所	愛知県尾張建設事務所

(別表第四：第六条第2項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		副基準地点
		日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
排水調整 対象流域	日光川下流域	●	—	—
	日光川上流域	—	●	—
	戸田川流域	—	—	●

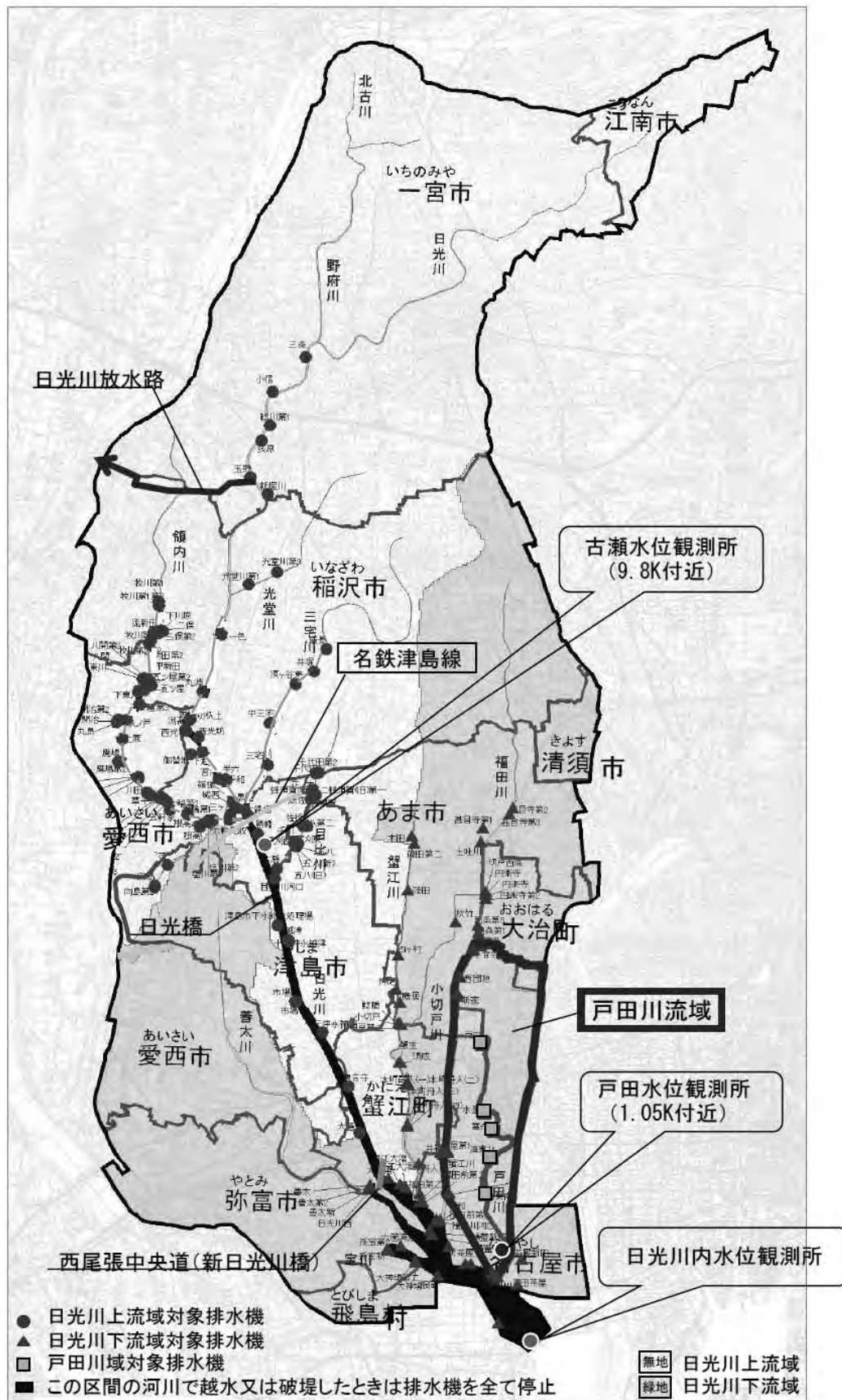
(別表第五：第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項関係) 基準地点の基準水位

河川名	日光川		戸田川
	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備水位	T. P. 1. 05m	T. P. 1. 5m	T. P. -1. 90m
停止水位	T. P. 1. 35m	T. P. 1. 7m	T. P. -1. 70m
排水再開水位	T. P. 1. 25m	T. P. 1. 6m	T. P. -1. 75m

(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条関係) 通知等の様式一覧

通知等の 内容	条 項	基準地点		副基準地点
		日光川内水位 観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備	第七条	様式1-1		様式1-2
停止	第八条	第1項	様式2-1	様式2-3
		第2項	様式2-2	
再開	第九条	第1項	様式3-1	様式3-4
解除	第九条	第2項	様式3-2	様式3-5
		第3項	様式3-3	
通知等の 内容	条 項	排水調整報告		
停止	第八条	第1項	様式4-1	様式4-2
		第2項		
再開	第九条	第1項		様式4-2
解除	第九条	第2項		様式4-2
		第3項		

(別図：第八条第2項関係)



(戸田川に排水する内水排水機を除く。)  
排水機全数:157箇所



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1 - 2

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者  
名古屋市長 河 村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水調整準備水位 T. P. - 1. 90 m に達しました。
- 4 排水調整準備対象流域は、 戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課  
電 話 052-972-2895  
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。





受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-2

緊急指令第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

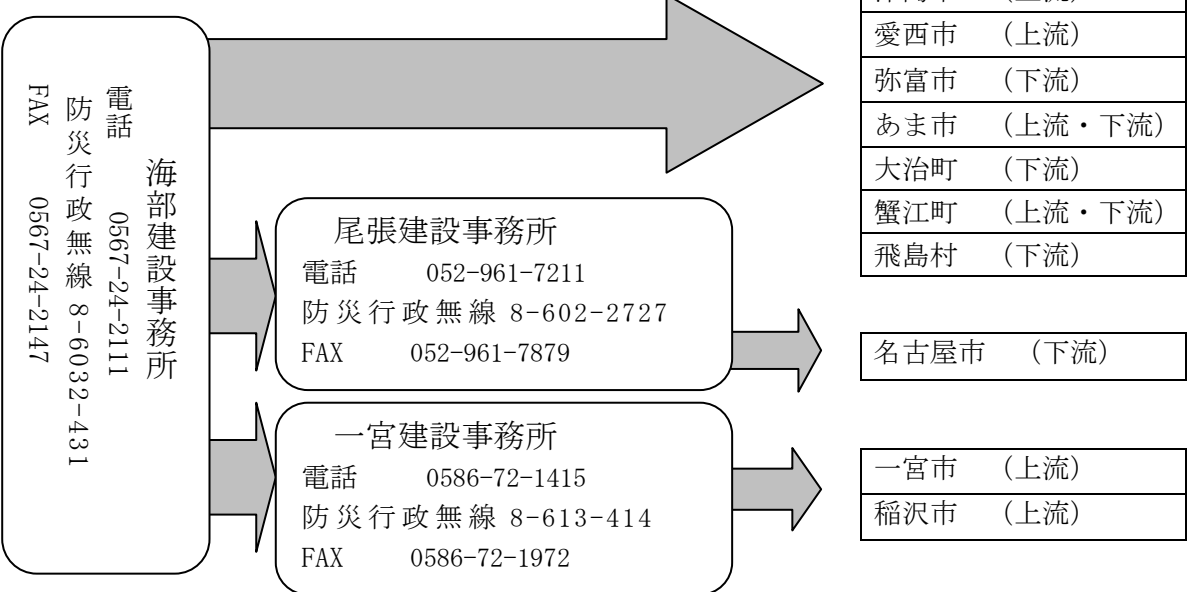
日光川流域の排水停止について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 { 越水 } しましたので
- { 破堤 }
- 4 日光川流域排水機の排水を停止することを命じます。
- 5 排水停止対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 6 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-3

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

戸田川管理者  
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水停止水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止水位 T.P. - 1. 70 m に達しました。
- 4 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。
- 5 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課  
電話 052-972-2895  
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 受報機関は状況確認をしてください。
  - 4 戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-1

緊急連絡第\_\_号

平成\_\_年\_\_月\_\_日  
\_\_時\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

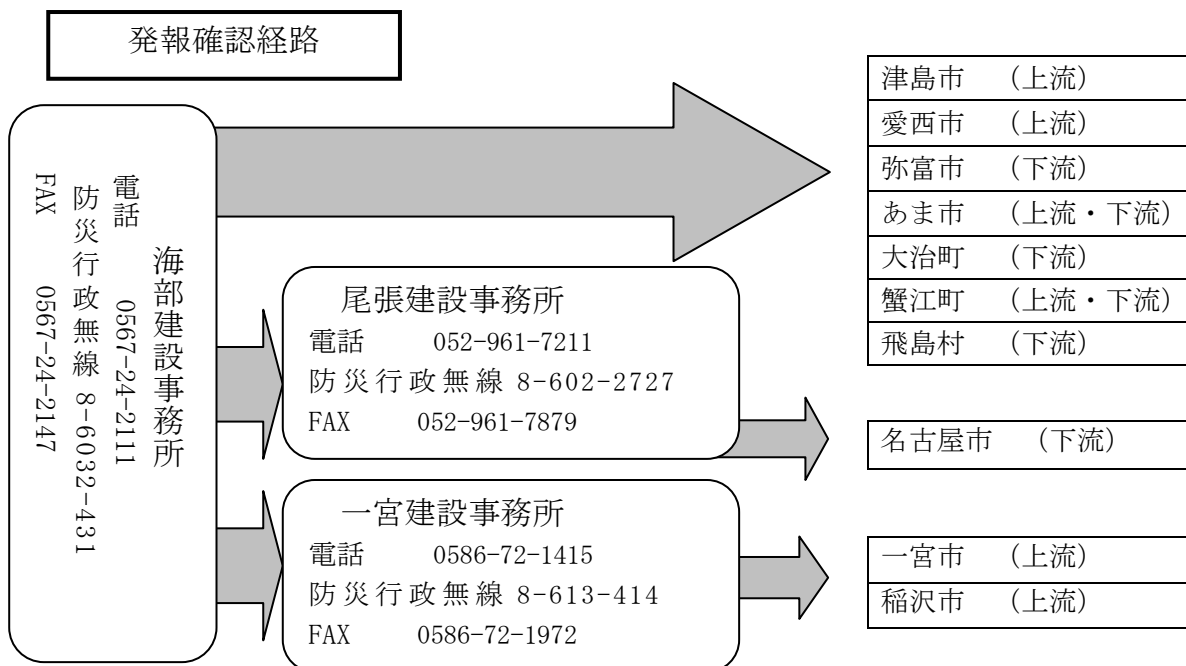
日光川流域の排水再開水位の通知

日光川内水位観測所

- 1 日光川流域排水調整基準地点 古瀬水位観測所 の水位が
- 2 平成\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分に
- 3 排水再開水位 { T.P. 1. 2.5m } を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。  
                  { T.P. 1. 6m }
- 4 排水停止対象流域は、 { 日光川下流域 }  
                                  { 日光川上流域 } です。
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。





受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-3

## 緊急指令第\_\_号

平成\_\_年\_\_月\_\_日  
\_\_時\_\_分 発表

関係機関 殿

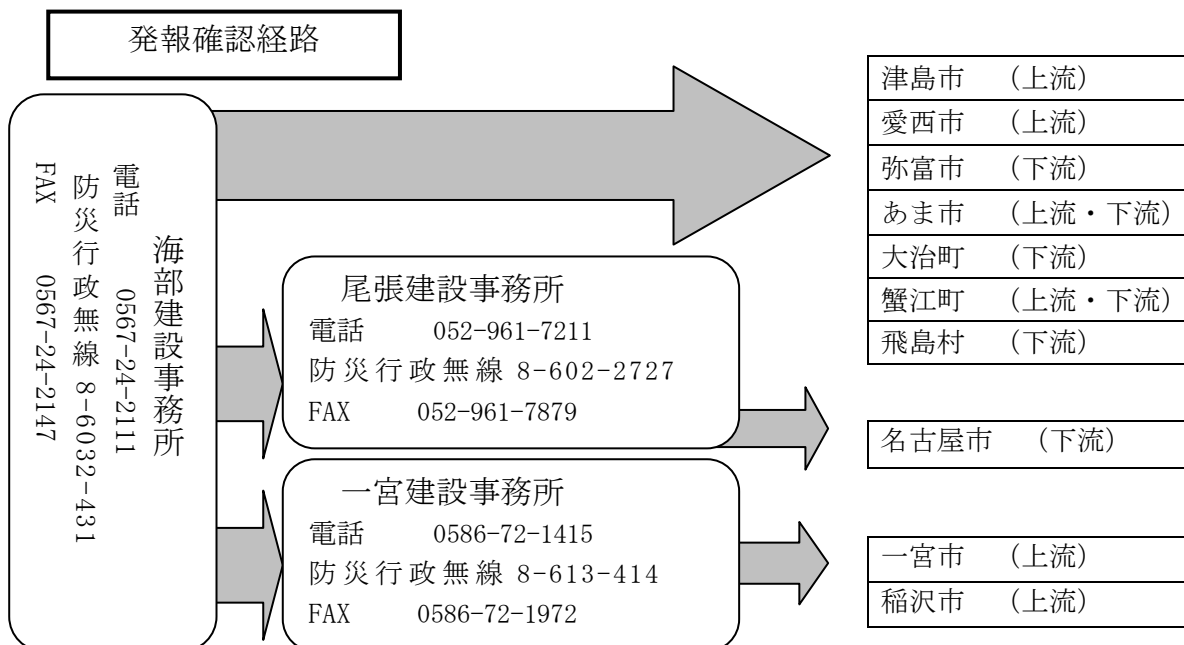
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 日光川流域の排水停止の解除（排水再開）について

- 1 \_\_川\_\_地先\_\_において
- 2 平成\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分頃
- 3 { 越水 }  
  { 破堤 } に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので、排水機の排水停止措置を解除します。したがって、排水機の運転が再開できます。
- 4 排水調整停止解除対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域  です。
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電 話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-4

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

戸田川管理者  
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水再開水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水再開水位 T.P. - 1.75m を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。
- 5 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。
- 6 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課  
電 話 052-972-2895  
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 受報機関は状況確認をしてください。
  - 4 戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3 - 5

緊急連絡第\_\_\_\_号

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者  
名古屋市長 河 村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位に係る通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水調整準備水位 T. P. - 1. 9 0 m を下回りましたので、排水調整準備は、解除になります。
- 4 排水調整準備対象流域は、 戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課  
電 話 052-972-2895  
ファックス 052-972-4165

注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

河川管理者 愛知県知事 殿

(市町村長) \_\_\_\_\_

## 日光川流域の排水調整状況について(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
日光川下流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
日光川上流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 \_\_\_\_\_ 市役所(町・村役場) \_\_\_\_\_ 課 氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 電話番号 \_\_\_\_\_

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。
- 2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
- 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。



平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

戸田川管理者 \_\_\_\_\_

殿

(河川管理者 愛知県知事)

(排水機管理者) \_\_\_\_\_

(戸田川管理者 \_\_\_\_\_)

日光川流域の排水調整状況について(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
戸田川流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 \_\_\_\_\_ 市役所(町・村役場) \_\_\_\_\_ 課 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 電話番号 \_\_\_\_\_

注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。

2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。

3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

4 戸田川管理者から河川管理者へ報告する場合は、( )内の名称を使用すること。

## (2) 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱

### (目的)

第一条 二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「日光川流域排水調整要綱」(平成22年7月1日制定)に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整(以下「排水調整」という。)を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に日光川流域排水対策調整連絡会議(以下「連絡会議」という)を設置する。

### (連絡会議の職務)

第二条 連絡会議は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

### (組織)

第三条 連絡会議は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡会議には、会長を置く。
- 3 連絡会議には、副会長を置く。
- 4 連絡会議には事務局を置く。

### (会長等)

第四条 連絡会議の会長は、愛知県建設部河川課長とする。

- 2 連絡会議の副会長は、愛知県海部建設事務所流域調整監とする。会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

### (連絡会議の開催)

第五条 連絡会議の開催は、会長が招集する。

### (事務局)

第六条 連絡会議の事務局は、愛知県建設部河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡会議の会務を処理する。

### (雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡会議において定めた事項は、各市町村が定める地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

### 附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

<別表>

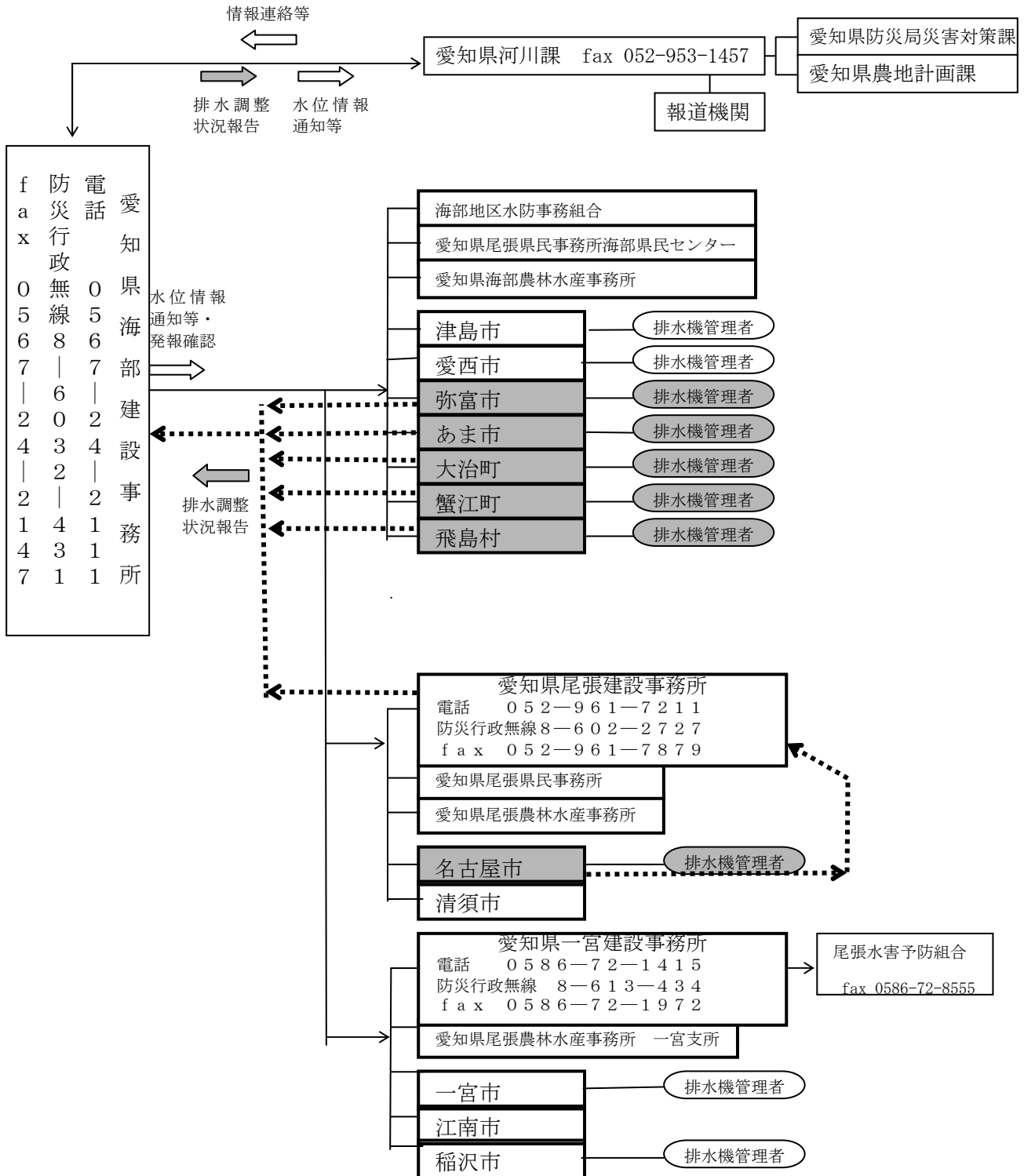
機関	部局	官職
愛知県	防災局	災害対策課長
	農林水産部農林基盤担当局	農地計画課長
	建設部	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	同海部県民センター	県民安全防災課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
	名古屋市	防災・水防部局
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

## 日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川下流域（日光川内水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



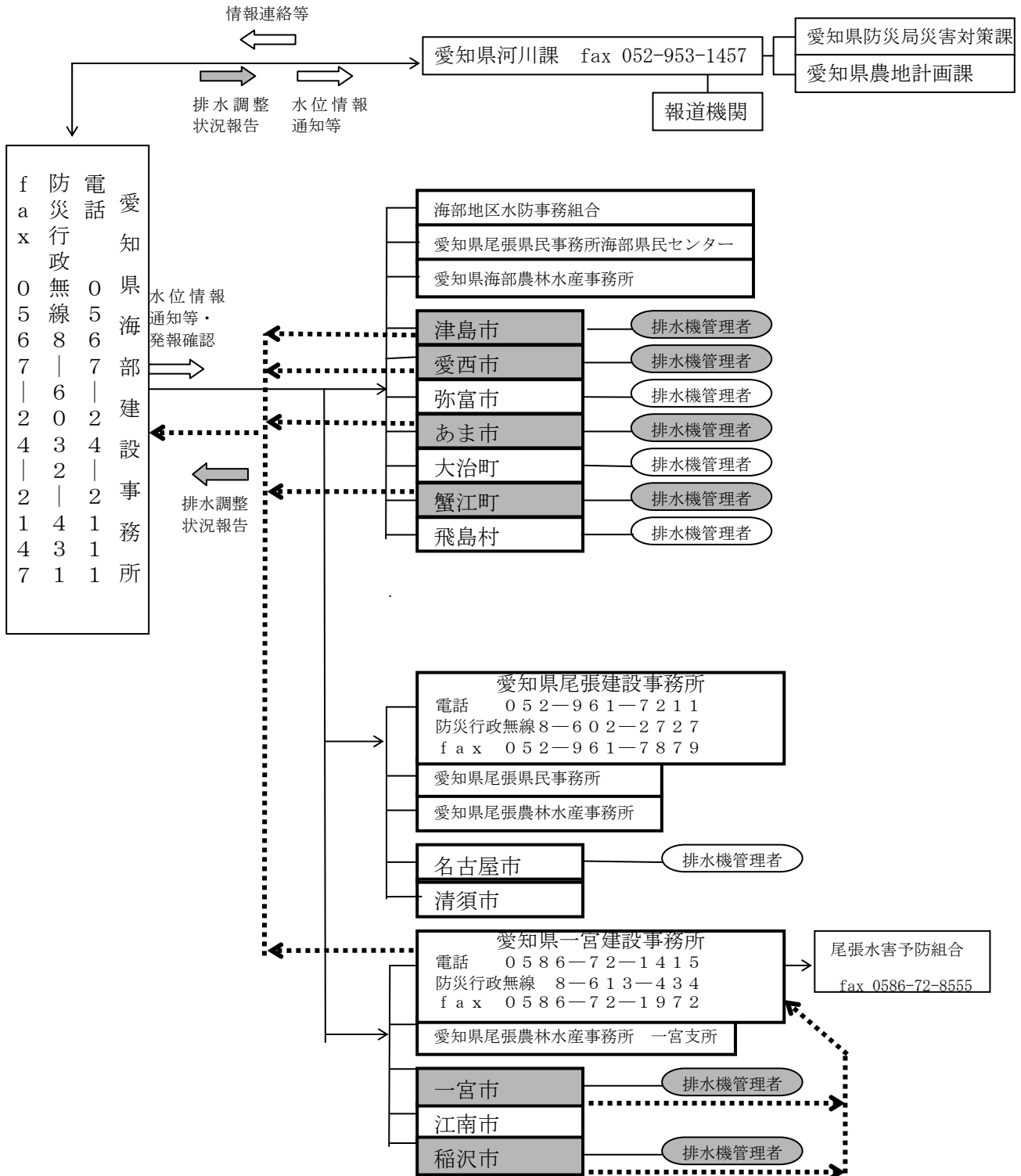
例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、尾張建設事務所の管内については、排水機がある市に対して尾張建設事務所が行い、尾張建設事務所はその旨を海部建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

## 日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川上流域（古瀬水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

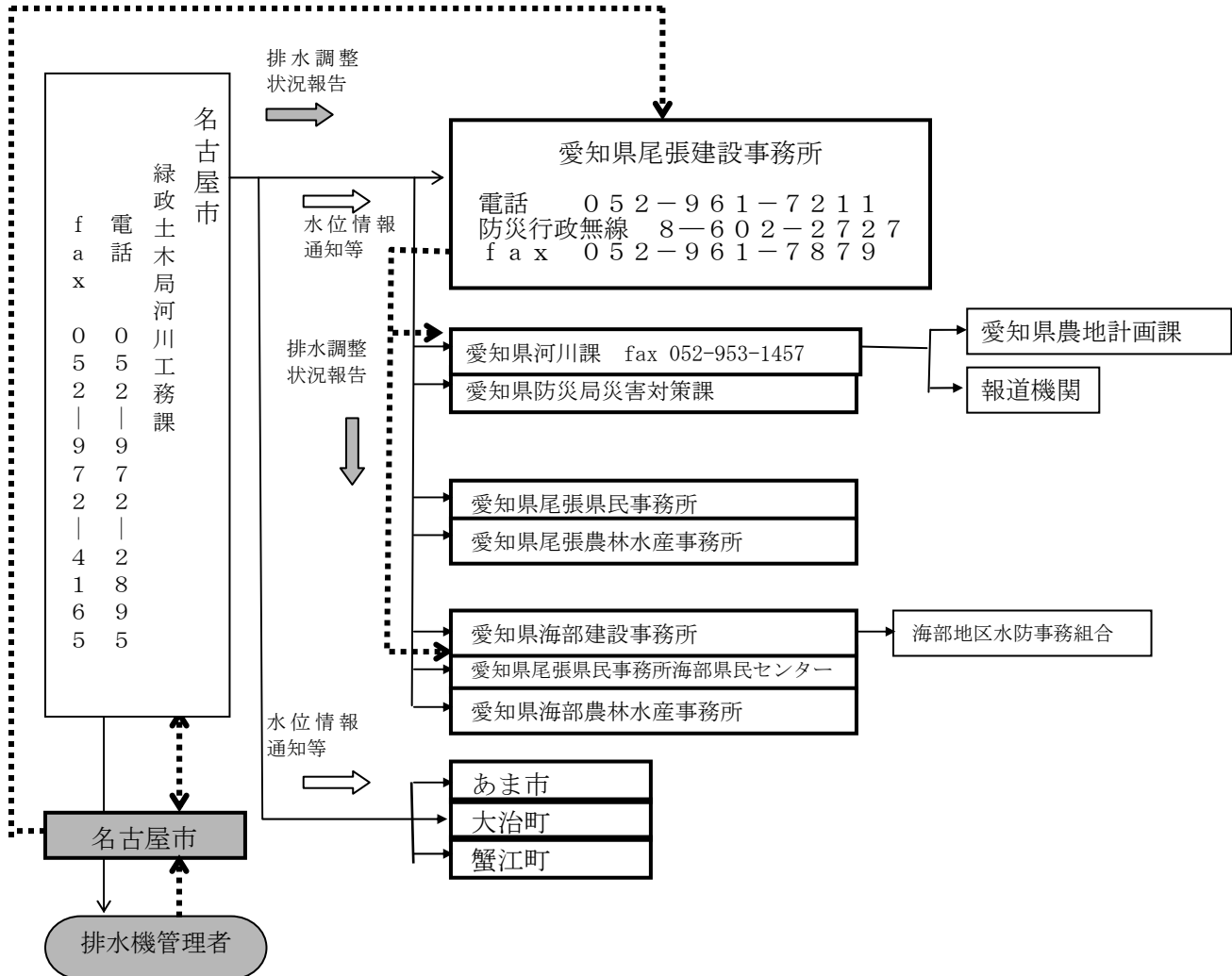


例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、一宮建設事務所の管内については、排水機がある市に対して一宮建設事務所が行い、一宮建設事務所はその旨を海部建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<戸田川流域（戸田水位観測所）>

□の愛知県各機関及び関係市町は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により名古屋市河川工務課から水位情報等の通知がある。



例 水位情報通知等は名古屋市から排水機管理者と県関係機関及び関係市町に発信します。  
排水状況報告は名古屋市から愛知県尾張建設事務所へ行い、愛知県尾張建設事務所は愛知県建設部河川課及び愛知県海部建設事務所へ報告する。

## 第十三章 その他

### 第一節 水防訓練

#### 1 県の水防訓練

県の水防に関する訓練は水防工法、避難立退き、通信連絡及び応急救護等を関係機関の協力を得て実施する総合訓練と水防工法、通信連絡を中心とした地区訓練の2種とする。

#### 2 指定水防管理団体の水防訓練

##### (1) 水防訓練実施要項

指定水防管理団体の水防訓練は、次の項目について行い、非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。

ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）

イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）

ウ 動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）

エ 輸送（資器材、人員）

オ 工法（水防工法）

カ 樋門等の操作

キ 避難（避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難）

##### (2) 水防訓練の実施時期

ア 指定水防管理団体の水防訓練の実施時期は、4月から8月までの間（出水期前が望ましい）とし、必ず1回以上実施するものとする。

イ 非指定水防管理団体にあっても、指定水防管理団体に準じて実施するよう努めるものとする。

### 第二節 水防管理団体の水防計画の基準と指導方針

#### 1 水防管理団体の水防計画策定要領

(1) 指定水防管理団体は、毎年水防計画を愛知県水防計画及び次に示す基準により策定し、知事に協議しなければならない。また水防計画を変更したときは、その都度協議する。（法第32条第1項）

(2) 非指定水防管理団体は指定水防管理団体に準じて水防計画を策定し、知事に提出する。

(3) 水防計画は、あらゆる事態を想定した上で、実際に役立つよう、一読して容易に内容を理解できる記述により、県水防計画より詳細かつ具体的に策定する。また、策定した水防計画は、水防団員、消防団員、水防管理団体始め関係機関の職員及び住民に、その内容を周知徹底するよう努める。

## 2 水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するため組織の整備、資器材、特に通信施設の充実に、最新の技術又は機器を導入するなどして通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、現場に則しあらゆる事象を想定して詳細かつ具体的な計画を策定するものとする。

### (1) 総則

- ア 目的
- イ 水防管理団体の責任
- ウ 住民の義務
- エ 水防計画の周知方法 [配布数量、配布先、説明会の開催]

### (2) 水防組織

- ア 水防本部 [組織及び事務分担を定める]
- イ 水防団 [事務分担、分担区域、責任者、人員]
- ウ 非常配備 [水防管理団体の水防本部、水防団・消防団]

### (3) 水防施設

- ア 重要水防箇所 [河川名、位置、対応水防工法、重要水こう門等]
- イ 水防資器材 [水防倉庫の位置、備蓄水防資器材の種類・数量、土のう用土砂の存在位置・土量]

### (4) 水防活動

- ア 気象・水位・潮位 [雨量、水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、出動水位、はん濫危険水位（危険水位）、潮位]
- イ 各種通報 [気象予警報、水防警報、洪水予報、水位情報、ダム警報]
- ウ 通信 [連絡責任者、系統図、連絡先、連絡方法、連絡事項、停電等非常時の連絡手段の確保]
- エ 巡視警戒 [責任者、分担区域、人員、巡視方法、異常発見時の連絡方法]
- オ 水こう門、排水ポンプ場、堰堤、ため池等の操作 [操作規則、操作要領、操作責任者、連絡体制、停電時の排水能力の確保]
- カ 水防作業の実施 [水防工法]
- キ 避難勧告・立退きの指示 [勧告・指示の発令基準、住民・災害時要援護者等への伝達方法、視聴覚障害者等への伝達手段、避難者の搬送、避難所の位置、備蓄食糧・物品]
- ク 堤防等の決壊によるはん濫 [連絡先、連絡方法、処置]
- ケ 非常輸送 [輸送車両・舟艇、対象物品、輸送ルート、輸送機関との協定内容]
- コ 水防信号及び標識
- サ 公用負担 [証票の標示]
- シ 他機関との応援協力 [協定]
- ス 水防報告 [県水防計画に準じて作成]

### (5) 水防訓練

実施時期、実施内容、参加機関



## 第1 水防資器材の備蓄数量

以下省略

## 第2 名古屋港における推算潮位

以下省略

### 第3 愛知県水防計画付図

以下省略